第１回世羅町議会定例会会議録

令和５年３月２日

第１日目

世　羅　町　議　会

1．議事日程

令和５年　第１回世羅町議会定例会　　　（第１号）

令和５年３月２日
午前９時 00 分開議
於：世羅町役場議場

第	１		会議録署名議員の指名
第	２		会期の決定
第	３	諮問第１号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
第	４	諮問第２号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
第	５	議案第２号	令和４年度世羅町一般会計補正予算（第９号）
第	６	議案第３号	令和４年度世羅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）
第	７	議案第４号	令和４年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計補正予算（第３号）
第	８	議案第５号	令和４年度世羅町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）
第	９	議案第６号	令和４年度世羅町介護サービス事業特別会計補正予算（第３号）
第	10	議案第７号	令和４年度世羅町農業集落排水事業特別会計補正予算（第３号）
第	11	議案第８号	令和４年度世羅町上水道事業会計補正予算（第３号）
第	12	議案第９号	令和４年度世羅町公共下水道事業会計補正予算（第３号）
第	13	議案第 10 号	町道路線の認定について
第	14		令和５年度施政方針と予算の概要について
第	15	議案第 11 号	辺地に係る総合整備計画の変更について
第	16	議案第 12 号	八田原グリーンパークの指定管理者の選定について
第	17	議案第 13 号	せらにし青少年旅行村いこいの広場等の指定管理者の選定について

第 18　議案第 14 号　世羅の宿ひがしの指定管理者の選定について
第 19　議案第 15 号　世羅町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
第 20　議案第 16 号　世羅町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
第 21 議案第 17 号　世羅町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
第 22 議案第 18 号　世羅町情報公開条例の一部を改正する条例
第 23 議案第 19 号　世羅町職員の再任用に関する条例を廃止する条例
第 24 議案第 20 号　世羅町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
第 25 議案第 21 号　世羅町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
第 26 議案第 22 号　世羅町職員の定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の制定について
第 27 議案第 23 号　世羅町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例
第 28 議案第 24 号　世羅町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例
第 29 議案第 25 号　世羅町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
第 30 議案第 26 号　世羅町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
第 31 議案第 27 号　世羅町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
第 32 議案第 28 号　世羅町職員の公益法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例
第 33 議案第 29 号　世羅町国民健康保険条例の一部を改正する条例
第 34 議案第 30 号　世羅町建設事業分担金の徴収について
第 35 議案第 31 号　令和５年度世羅町一般会計予算
第 36 議案第 32 号　令和５年度世羅町国民健康保険事業特別会計予算
第 37 議案第 33 号　令和５年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計予算

第 38 議案第 34 号　令和５年度世羅町介護保険事業特別会計予算

第 39 議案第 35 号　令和５年度世羅町介護サービス事業特別会計予算

第 40 議案第 36 号　令和５年度世羅町農業集落排水事業特別会計予算

第 41 議案第 37 号　令和５年度世羅町公共下水道事業会計予算

２．出席議員は次のとおりである。（１２名）

１番	髙橋公時	２番	上羽場幸男
３番	上本　剛	４番	矢山　武
５番	向谷伸二	６番	田原賢司
７番	藤井照憲	８番	松尾陽子
９番	徳光義昭	10番	久保正道
11番	山田睦浩	12番	米重典子

３．欠席議員は次のとおりである。

なし

４．会議録署名議員

７番　藤井照憲　　８番　松尾陽子

５．地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（１９名）

町長	奥田正和	副町長	金廣隆徳
会計課長	石ケ坪洋史	総務課長	広山幸治
財政課長	矢崎克生	企画課長	升行真路
税務課長	藤井博美	町民課長	道添　毅
子育て支援課長	山名智並	健康保険課長	宮﨑満香
福祉課長	小林英美	産業振興課長	山口　徹
商工振興課長	前川弘樹	建設課長	福本宏道
上下水道課長	和泉秀宣	せらにし支所長	山崎　誠
教育長職務代理者	杉原正典	学校教育課長	平尾浩一
社会教育課長	荻田静香		

６．職務のため議場に出席した事務局の職氏名（３名）

事務局長	黒木康範	書記	迫林威宏
嘱託書記	貞光有子		

（起立・礼・着席）

○議長（米重典子）　現在、新型コロナウイルスの感染症拡大防止の取り組みを行っております。

世羅町議会においても感染予防のため、議場でのマスクの着用を認めています。発言時にもマスクの着用をお願いします。議場の常時換気を行うとともに換気の為の休憩をとります。

また、座席間の距離を確保できないため、座席間に　仕切り板を設置しておりますので、ご了承願います。

開会に先立ち、町長の挨拶があります。

○町長（奥田正和）　はい、議長。

○議長（米重典子）　町長。

○町長（奥田正和）　おはようございます。令和５年第１回世羅町議会定例会にあたりご挨拶をさせていただきます。

季節は春に変わりまして、梅も咲く中、桜の季節が待ち遠しく感じているところでございます。

明後日には世羅高等学校の卒業式が挙行され、続きまして中学校、小学校、保育所、認定こども園等において卒業の式がございます。

町立学校におきましては、卒業生及び教職員のマスク着用はなくてもよい形で行われると聞いております。国からは３月 13 日以降、感染リスクのない場面でのマスク着用制限を緩和するとあり、個人の判断に委ねられます。町の事務におきましても、周知期間を設け、町民の皆様にわかりやすくお伝えしていくよう取組んでまいります。

昨年末から本年にかけて鳥インフルエンザの猛威が発生いたしました。関係者の方々にお見舞いを申し上げ、また多くの方に携わっていただきました。感謝申し上げます。ありがとうございます。

またそんな中、中国女子世羅駅伝も開催できました。このことに関しては、関係者及び走路員等になっていただいた町民の皆様に感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

５月にはＧ７サミットが広島で開催となってございます。報道にもあります

ように、開催日前後には高速道路等の交通規制がなされますので、ご協力いただければと思います。併せて県内自治体は食材産品の活用に大きな期待と共に、今後のインバウンド事業をどう進めるか試行錯誤しています。世羅町も乗り遅れることなく頑張りたいと思っております。

本定例会におきましては、諮問２件、令和４年度の補正予算、条令の制定改正、令和５年度予算の制定など、数多くの議案を上程させていただいております。

慎重審議いただき、町の活力に資する事業展開をお認めいただきますようによろしくお願いいたします。

消防署からもございますように、乾燥した日が続きますので、火の取り扱いには十分ご注意いただきたいと思います。また町内交通死亡事故０の日が来月には 2000 日を迎えます。交通安全への取組みにご協力お願いいたします。

以上開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（米重典子）　町長の挨拶を終わります。

ただいまの出席議員は　１２　名であります。

定足数に達していますので、これより 令和５年 第１回世羅町議会定例会を開会します。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先だち、諸般の報告をいたします。

町長から、「政務報告」について提出されています。　お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

教育長から、「教育行政報告」について提出されています。　お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

２月 22 日に開催の「令和４年度広島県町議会議員研修会」に、お手元に配付のとおり、議員派遣しましたので報告しておきます。

本定例会に出席を求めた説明員は、お手元に配付しました報告書のとおりであります。

本日までに受理した請願陳情書は、会議規則第92条の規定により、お手元に配付しています「請願陳情文書表」のとおり、所管の常任委員会へ付託しましたので、ご了承願います。

次に監査委員から、令和４年11月分、12月分、令和５年１月分に関する「例月出納検査結果の報告書」が提出されています。写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

以上で、「諸般の報告」を終わります。

日程第１　会議録署名議員の指名　を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、７番　藤井照憲議員、８番　松尾陽子議員　を指名いたします。

日程第２　会期の決定　を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から３月20日までの「19日間」にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔　「異議なし」の声　〕

ご異議なしと認めます。

したがって、会期は、「19日間」と決定しました。

日程第３　　諮問第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて　を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（奥田正和）　はい、議長。

○議長（米重典子）　町長。

○町長（奥田正和）　議案１ページをお開きください。

諮問第１号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第６条第３項の規定により、次の者を人権擁護委員に推薦することについて、町議会の意見を求める。

令和５年３月２日　提出

世羅町長　　奥　田　正　和

氏　　名　　　佐々木　千歳
生年月日　　　昭和 36 年
住　　所　　　世羅町大字小国

提案理由でございます。

人権擁護委員の見藤博文さんが、令和５年６月 30 日をもって任期満了となるので、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、町議会の意見を求めるものでございます。

佐々木　千歳さんの経歴等について申し述べさせていただきます。先ほど申しあげましたように、令和５年６月 30 日を持って任期満了となります見藤博文委員の後任として新たに佐々木　千歳さんを法務大臣へ推薦するため、町議会の意見を求めるものでございます。

佐々木　千歳さんは昭和 54 年に広島県の職員、小中学校の事務職員として採用され、令和３年３月 31 日までお勤めいただき、退職をされております。現在では家庭の事業をお手伝いされる中、令和４年４月１日より世羅町シルバー人材センターから派遣の世羅西図書館受付業務に従事をしていただいております。

佐々木　千歳さんは明るく、温厚で包容力があり、地域住民からの信望が厚い方でございます。また、長年の小学校及び中学校での勤務や現在携わっております図書館受付業務の中で子どもや高齢者との関わりも深く、人権擁護活動への熱意にあふれた方でございまして、人権擁護委員として適任であると考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（米重典子）　これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。本案の採決は、無記名投票で行います。

議場を閉鎖します。

（議場の閉鎖）

ただいまの出席議員は　１１　名であります。

投票用紙を配ります。

（投票用紙の配布）

念のため申しあげます。記載の方法は、本案に適任と思われる方は「賛成」と、適任でないと思われる方は「反対」と記載願います。

投票用紙の配付もれはありませんか。

（「なしの声」あり）

配付もれなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読みあげますので順番に投票願います。

○事務局長（黒木康範）　（点　呼）

1番 髙橋公時議員　2番 上羽場幸男議員 3番 上本　剛議員

4番 矢山　武議員　5番 向谷伸二議員　6番 田原賢司議員

7番　藤井照憲議員 8番 松尾陽子議員　9番 徳光義昭議員

10番 久保正道議員 11番 山田睦浩議員　　以上でございます。

（点呼順に投票）

○議長（米重典子）　投票もれはありませんか。

（「なしの声」あり）

投票もれなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に 9番 徳光義昭議員 10番 久保正道議員　を指名いたします。

立会人の立会いをお願いします。

（事務局による開票）

（投票結果報告）

投票の結果を報告いたします。

投票総数　１１　　票これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち

有効投票　　１１　票

無効投票　　　０　票　であります。

有効投票のうち

賛　　成　　１１　票

反　　対　　　０　票

以上のとおり　賛成　が多数です。

したがって、諮問第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて　は、佐々木　千歳（ささき　ちとし）さんを　適任とすることに決定しました。

ここで議場の出入り口を開きます。

（議場の出入り口を開く）

日程第４　　諮問第２号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて　を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

〇町長（奥田正和）　議長。

〇議長（米重典子）　町長。

〇町長（奥田正和）　議案２ページをお開きください。

諮問第２号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第６条第３項の規定により、次の者を人権擁護委員に推薦することについて、町議会の意見を求める。

令和５年３月２日　提出

世羅町長　　奥　田　正　和

氏　　名　　　山口　さつき

生年月日　　　昭和 33 年

住　　所　　　世羅町大字津口

提案理由でございます。

人権擁護委員の中島誠治さんが、令和５年６月 30 日をもって任期満了となるので、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、町議会の意見を求めるものでございます。

山口さつきさんの経歴について申し述べさせていただきます。先ほど提案理由で申し上げましたように、令和５年６月 30 日をもちまして任期満了となります中島誠治委員の後任として新たに山口さつきさんを法務大臣へ推薦するため町議会の意見を求めるものでございます。

山口さつきさんは経歴といたしまして、昭和 57 年４月１日より世羅町役場に採用され勤務いただいております。平成 31 年３月 31 日をもって退職されるまで、役場内におきまして保健師としてご活躍いただいております。

これまでも豊かな知識と人間性を持ち、多くの住民から信頼を得ておられます。また、長年の役場勤務のなかで、保健師として地域の高齢者や障害者の方との繋がりも深く、優れた人権感覚を持っておられる方でございまして、人権擁護委員として適任であると考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

〇議長（米重典子）　これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

ほかに質疑ありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。本案の採決は、無記名投票で行います。

議場を閉鎖します。

(議場の閉鎖)

ただいまの出席議員は　１１　名であります。

投票用紙を配ります。

(投票用紙の配布)

念のため申しあげます。記載の方法は、本案に適任と思われる方は「賛成」と、適任でないと思われる方は「反対」と記載願います。

投票用紙の配付もれはありませんか。

(「なしの声」あり)

配付もれなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読みあげますので順番に投票願います。

○事務局長（黒木康範）　（点　呼）

1番 髙橋公時議員　2番 上羽場幸男議員 3番 上本　剛議員

4番 矢山　武議員　5番 向谷伸二議員　6番 田原賢司議員

7番　藤井照憲議員 8番 松尾陽子議員　9番 徳光義昭議員

10番 久保正道議員 11番 山田睦浩議員　以上でございます。

(点呼順に投票)

投票もれはありませんか。

(「なしの声」あり)

投票もれなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に 11番 山田睦浩議員

1番 髙橋公時議員　を指名いたします。

立会人の立会いをお願いします。

(事務局による開票)

(投票結果報告)

投票の結果を報告いたします。

投票総数　１１　票　これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち

有効投票　１１　　票

無効投票　　０　　票　　であります。

有効投票のうち

賛　　成　　１１票

反　　対　　　０票

以上のとおり　賛成　が多数です。

したがって、諮問第２号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて　は、山口　さつき（やまぐち　さつき）さんを適任とすることに決定しました。

ここで議場の出入り口を開きます。

(議場の出入り口を開く)

日程第５　議案第２号　令和４年度世羅町一般会計補正予算（第９号）　を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

〇財政課長（矢崎克生）　議長。

〇議長（米重典子）　財政課長。

〇財政課長（矢崎克生）　議案３ページをお開きください。

議案第２号

令和４年度世羅町一般会計補正予算（第９号）

令和４年度世羅町一般会計補正予算（第９号）を別紙のとおり提出する。

令和５年３月２日　提出

世羅町長　　奥　田　正　和

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ 488,912 千円を減額し、歳入歳出それぞれ 11,969,352 千円とするものでございます。

歳入は、町税 20,272 千円、配当割交付金 1,281 千円、法人事業税交付金 3,177 千円、地方消費税交付金 38,089 千円、ゴルフ場利用税交付金 166 千円、地方交付税 93,636 千円、分担金及び負担金 1,256 千円、財産収入 23,163 千

円、諸収入 13,929 千円を増額し、利子割交付金 950 千円、株式等譲渡所得割交付金 3,466 千円、環境性能割交付金 4,062 千円、使用料及び手数料 3,564 千円、国庫支出金 90,295 千円、県支出金 126,964 千円、繰入金 320,880 千円、町債 133,700 千円を減額するものでございます。

　歳出は、予備費 11,116 千円を増額し、議会費 2,130 千円、総務費 139,180 千円、民生費 86,147 千円、衛生費 36,045 千円、農林水産業費 148,587 千円、商工費 21,502 千円、土木費 28,864 千円、消防費 17,436 千円、教育費 20,137 千円を減額するものでございます。

(詳細説明)

○議長（米重典子）　それではここで休憩といたします。

　再開は 10 時 20 分といたします。

休　　憩　１０時０５分

再　　開　１０時２０分

○議長（米重典子）　休憩を閉じて会議を再開いたします。

　休憩前の説明を持って提案理由の説明を終わります。

　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○６番（田原賢司）　（挙手）

○議長（米重典子）　６番　田原賢司議員。

○６番（田原賢司）　歳入のほうのページ 12 ページ　町税軽自動車税のところなんですが、環境性能割、こちら 168 万 4000 円減額になっているんですが、これの要因について教えていただきたいのと、次のページの入湯税、以前は 60 万近くあったんですが、コロナで減少しております。今後の見通し、状況等を教えていただければと思います。

○税務課長（藤井博美）　議長。

○議長（米重典子）　税務課長。

○税務課長（藤井博美）　それでは只今いただきました軽自動車税環境性能割の減と入湯税についてお答えいたします。軽自動車税の環境性能割ですが、以前の自動車取得税に代わるものでございまして、県が賦課徴収し、市町に交付

するものでございます。広島県からの通知により、２月、３月分につきましては減額の見込みとなったために提案しておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響による半導体不足などにより新車の納期が遅れるための減額とみております。

続きまして入湯税でございます。新型コロナウイルス感染症の集中対策や、まん延防止などはないものの、新型コロナウイルス感染症の流行期第６波のときには入湯者数が前年比８割減の状況もございました。今も新型コロナウイルス感染症、またインフルエンザの同時流行という懸念もございまして、現在もまだ入湯者のほうが増えてない状況でございまして、3 万 5000 円の減額提案となってございます。

○議長（米重典子）　ほかに質疑はありませんか。

○４番（矢山　武）　（挙手）

○議長（米重典子）　４番　矢山　武議員。

○４番（矢山　武）　最初に繰越明許費６ページに関して、全体的に６億円ぐらいになるというような説明であったかと思うんですが、当初の予定の事業がなかなか年度内にできないという理由で一定に繰越しをされるというのは理解できるんですが、かなり契約時から繰越によって事業するというものもあるのかもしれませんが、主な点では旧情報通信設備撤去事業が３億円ですか、ということですが、どのように作業を進めて、年度内にどういう進捗になるのか。またこの金額について来年度はやるということだろうとは思うんですが、それらの考え。

それから２点目では、道路維持修繕事業も工事を発注をしてあるのかどうか知りませんが、どういう事情によるのか。

下水道等についても 8000 万円は既に工事が発注をされる状況になっておるのか。そこら辺の主な点についてお尋ねをします。

それから３点目は、17 ページの地方交付税の 9000 万円余りの増ですが、どのような、当初より変更理由等がわかればこの金額が決定をされておるんかと思うのでお尋ねをいたします。

次に 23 ページに新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、3000 万円余りの減ということですが、ここらもかなりの影響が出て、なかなか臨時

交付金が限られるということで、十分な対応ができない状況もあるわけですが、どのように対応をされようとしているのかお尋ねをします。

次に27ページで、農業の関係で強い農業・担い手づくり総合支援交付金1億2000万円余りの減ということですが、その内容についてお尋ねします。

その次のページ29ページ、ＣＡＴＶ伝送設備の貸付収入の1703万円の増ということですが、当初どのような伝送設備の貸付の予定をされておって、どういう計算をされてこの金額になったか。以上の点についてお尋ねします。

○企画課長（升行真路）　議長。

○議長（米重典子）　企画課長。

○企画課長（升行真路）　最初に第２表　繰越明許費補正、総務費総務管理費旧情報通信設備撤去工事3億4559万2000円についてご説明を申し上げます。まずこの内容といたしましては、監理業務の関係で2215万1000円、工事請負費については、工事請負契約、その当時の請負契約と同額でございますが、3億2344万1000円を繰越をさせていただく予定としております。この理由につきましては、宅内工事の日程調整がこちらにいらっしゃらないお客様がなかなか連絡が取りづらい状況でございましたが、何とかやっと目処が立ちまして、残り宅内の引き込みについて約30件弱、お客様と連絡がとれまして工事日のお客様の指定が３月の下旬から４月の下旬でお願いをしたいということがございました。このためにですね、工期内での施工が困難となっておりますので、繰越をさせていただく予定としております。

○建設課長（福本宏道）　議長。

○議長（米重典子）　建設課長。

○建設課長（福本宏道）　それではお答えいたします。繰越明許費の補正、道路橋りょう費、道路維持修繕事業についてでございます。こちらにつきましては、道路維持修繕工事となりまして、現在までに工事を発注しているところでございます。しかしながら橋りょう補修工事におきましては、補修の主な具材でございますグレーチング床版、こちらの納入にかなり時間を要しておりまして、また町道大休池田線の道路維持修繕工事におきましては、工事の支障となる電柱の移転にですね、かなりの日数を要しましていずれの工事も年度内完了が困難となったものでございます。

○上下水道課長（和泉秀宣）　議長。
○議長（米重典子）　上下水道課長。
○上下水道課長（和泉秀宣）　私から繰越明許費、土木費、下水道費、公共下水道事業繰出金の繰越の理由等についてご説明をさせていただきます。現在、工事を行っております今東地区下水道管埋設工事におきまして、材料調達が困難な状況となってまいりました。それによりまして年度内完了が困難というふうに判断をし、工期を延長した上で事業を執行したいということで今回繰越をさせていただくものでございます。
○財政課長（矢崎克生）　議長。
○議長（米重典子）　財政課長。
○財政課長（矢崎克生）　私からは17ページ、普通交付税の9363万6000円の増額につきましてお答えいたします。普通交付税につきましては７月の下旬に通常の交付決定がありまして、９月の補正におきましてその決定額に併せるよう補正をさせていただいたところでございます。このたびの9000万円余りの増額につきましては国の年末のですね、補正予算第２号によりまして普通交付税のほうが増額となりました。その関係で今回、9300万円余りの増額ということで交付決定いただいたということで、補正をさせていただいております。
　次に23ページの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2960万円の減でございますが、主な内容としましては、これまで事業を行ってきました部分につきましての執行残の減額、それからそれらの内、これまでに本町に対する４年度の交付金の限度額が3億2843万9000円ございます。その内、3500万円ほど国の本省繰越をしていただきまして、令和５年度においてその3500万円を活用していこうということで、限度額の内3500万円減らしている。４年度に使える交付金を減らしているものでございます。そういったことで2960万円交付金の総額を減らさせていただき、令和４年度で活用いたします交付金の額につきましては、最終的に2億9343万9000円として、最終的にこちらの活用を図っていきたいというふうに考えております。
○産業振興課長（山口　徹）　議長。
○議長（米重典子）　産業振興課長。
○産業振興課長（山口　徹）　それでは産業振興課より27ページ、強い農

業・担い手づくり総合支援交付金１億1855万2000円の減でございます。こちらＪＡ尾道市が行っております育苗施設の今年度の建築等の整備でございます。こちらがですね、年度もう終わりになりますが、変更等も含めて工事を整理されまして、国から県を通じて入る補助金が確定したことにより１億1855万2000円の減ということになってまいります。同じくこれ通り予算でございますので、73ページの上から６行目あたり、強い農業・担い手づくり総合支援交付金、こちらの補助金が同じ額が減額になるということでございます。

○企画課長（升行真路）　議長。

○議長（米重典子）　企画課長。

○企画課長（升行真路）　それでは29ページＣＡＴＶ伝送設備の1733万3000円についてご説明いたします。当初予算で2531万8000円を計上させていただいておりましたが、ＩＲＵ契約の関係で基本賃借料が今年度、世羅町からの請求額で2825万8860円、ＩＲＵの追加額として1409万2914円、合計額として4235万1774円となります。その差額であります1703万3000円を収入のほうへ計上させていただきまして、関連して、先ほど申し上げましたＩＲＵ契約の関連する追加額の1409万2914円に対しましては、45ページの積立金情報通信放送施設運営基金のほうへこちらは積み立てをさせていただくこととしております。

○議長（米重典子）　ほかに質疑はありませんか。

○10番（久保正道）　（挙手）

○議長（米重典子）　10番　久保正道議員。

○１０番（久保正道）　４点の質問をさせていただきます。31ページの不動産売払い収入、これは土地建物の関係であると思いますが、これは具体的にどこの施設を売払いをされたのか。

それから２点目として、42、43ページにかかる生活路線維持費の補助金が700万余り減額されておりますが、これはどういう状態で減額になるのか。

それから62、63ページ、これで生活保護費にかかる扶助費が5800万余り減額されておりますが、かなり大きい数字だと思いますが、これはどのような事態の発生によってこれだけの大きい額が減額されるのか。

それから次に68、69ページにかかる世羅中央病院企業団負担金、これ2557

万 1000 円の減額になっておりますが、これはどのような状況において減額になるのか。この点を質問します。

○財政課長（矢崎克生）　議長。

○議長（米重典子）　財政課長。

○財政課長（矢崎克生）　私からは 31 ページの不動産売払い収入 381 万 1000 円の増額ということにつきましてでございますが、内容としまして、廃止した里道が３件、里道水路合わせましてこれが１件、旧黒川プール、それから旧西大田保育所おおみ分園、今回４年度で売払いの対象となりましたのがこれらでございます。

○企画課長（升行真路）　議長。

○議長（米重典子）　企画課長。

○企画課長（升行真路）　私のほうから 43 ページ、生活路線維持費補助金 708 万 6000 円の減額についてご説明を申し上げます。現在町では、生活路線維持費の関係で５つの路線について補助金を交付しております。路線といたしましては甲山尾道線、甲山河内駅線、甲山三次中央病院経由尾関山線、甲山甲山中学校三次中央病院経由尾関山線、吉舎徳市下津田、この５路線について生活路線維持の関係で補助させていただいております。これにつきましては当初予算で 2219 万 5000 円という形で計上させていただいておりましたが、この出し方として令和２年度のまず実績 1585 万 3000 円に対して、この路線の赤字の伸び率を算出いたします。この赤字の伸び率を令和２年度にかけまして令和３年度分、この令和３年度分については当初予算のときにはまだ出ておりませんので、令和３年度分を一旦算出をして、令和４年度の赤字幅、赤字予想額、失礼いたしました補助金の額というものを算出させていただきます。その額が 2219 万 5000 円でございまして、そこから今回、お支払をいたしました 1510 万 9000 円の額を差し引いた額が今回の補正で提案させていただいております 708 万 6000 円でございます。要因といたしましては、実際のところ言いますと赤字額が少し縮小したというところではないかなというふうに考えております。

○福祉課長（小林英美）　議長。

○議長（米重典子）　福祉課長。

○福祉課長（小林英美）　それでは私のほうから 62、63 ページの生活保護費

の扶助費の5800万の減についてお答えいたします。

令和５年２月末現在で生活保護受給者が40人の方がおられます。当初50人と見込んでおりましたけども、40人となる見込みで減となっております。また医療扶助費について、当初延べ10人としておりましたが２人になる見込みでございます。

また施設事務費について、当初５人としておりましたが、３人となる見込みとなっておりますので、そちらを合わせて5800万円の減とさせていただきました。

〇健康保険課長（宮﨑満香）　議長。

〇議長（米重典子）　健康保険課長。

〇健康保険課長（宮﨑満香）　それでは68、69ページの世羅中央病院企業団負担金の減額についてでございます。世羅中央病院企業団負担金の内、建設改良費にかかるものでございます。内容としましては、医師住宅の解体と機械室防水工事及び自家発電装置の更新という内容で建設改良費のほう負担金として組んでおりましたが、自家発電装置の更新について、見直しの必要性、また機器調達に時間を要することから延期をされることとなりました。そのためその部分にかかるものを減額するものでございます。

〇議長（米重典子）　ほかに質疑はありませんか。

〇７番（藤井照憲）　議長。

〇議長（米重典子）　７番　藤井照憲議員。

〇７番（藤井照憲）　繰越明許費でもう少しお伺いしたいと思います。総務費の総務管理費で旧情報通信施設、3億4500万計上されているんですけれども、12月の説明のときにですね、３月末には終了とすると、出動する班も増やして対応するとこのような説明があったと思うんですけれども、実際に未成工事となる金額はいくらでしょうか。

それから次に出産子育て応援交付金、この事業もですね、繰越ということになるということは、年度内に完了する予定のものがやむを得ない理由ということになると思うんですが、こういった子育てを応援するのになぜ遅れたのか。この辺りをお伺いしたいと思います。

次に30、31ページでございます。基金繰入金、財政調整基金がですね、3億

2000万減額するということですから、裏を返せば3億2000万余ったと、財政調整基金に積み立てるよという話になろうかと思います。財政調整基金と言えば一般財源でございますので、なぜこれだけ大きな額が不用となって基金へ積み立てられようとするのか、この辺りの理由をお伺いしたいと思います。

○企画課長（升行真路）　議長。

○議長（米重典子）　企画課長。

○企画課長（升行真路）　詳細なところをということでご質問いただいたところでございますが、現在執行している段階で、先ほどご指摘いただきましたように、12月の時点では進捗度合いを見据えながら３月末にはきちっと終わっていくということでご報告させていただいたところでございますが、先ほど申し上げましたが連絡がなかなか取れなかったところについてやっと連絡がついて３月中下旬から４月の上中旬にかけて工事をさせていただくということで現在確約を取っております。なお、まだ数件のところが連絡がとれてないところもございますので、こちらにつきましても鋭意努力いたしまして早急に連絡をして設置をしていきたいと考えております。その繰越にかかる詳細な額についてですが、そちらにつきましては申し訳ございません、計算ができておりませんので、このたび全額の3億2300万円余を繰越をさせていただくこととしております。申し訳ございません。

○７番（藤井照憲）　議長。

○議長（米重典子）　７番　藤井照憲議員。

○７番（藤井照憲）　繰越明許費の精神、ここを逸脱した予算計上だと思うんです。繰越明許費というのは３月末で完了しないと。やむを得ないから次の年度に越して執行すると。計算してないから繰越明許費を全額挙げたと。まちがいではないんでしょうけれど、本来未成工事がいくらありますかというのもこの繰越明許費では図ることができる。なぜ、全額載せたのかお伺いします。

○企画課長（升行真路）　議長。

○議長（米重典子）　企画課長。

○企画課長（升行真路）　今回のこの３億円余りの工事につきましては前払い及び部分払いはしておりません。精算払いという形でさせていただいておりますので、今回すべての工事費の繰越、これは限度額でございますが、こちらを

計上させていただいているところでございます。

○子育て支援課長（山名智並）　議長。

○議長（米重典子）　子育て支援課長。

○子育て支援課長（山名智並）　それでは繰越明許費の補正の中から出産子育て応援交付金事業の913万円の内訳について説明をいたします。

この事業は国が昨年末に決定をしたものでありまして、世羅町においては２月１日から事業を開始したものでございます。これは３月末までに出産、それから子育て交付金をすべて完了するかどうかを考えましたときに、周知期間、それから実際に妊娠出産をされた保護者の方が申請にかかる期間が必要と考えました。対象人数としましては延べ166名を予定しておりましたが、その方全員が３月末までに申請をされるかどうかというところがむずかしい状況もあるのではないかと考えまして、一旦全員の金額を繰越しをさせていただきました。ですから現在の状況は８割超える方々が申請をなさいまして、実際には４月超えて申請をなさる方は恐らく10名余りのものと見込んでおります。

○財政課長（矢崎克生）　議長。

○議長（米重典子）　財政課長。

○財政課長（矢崎克生）　31ページの財政調整基金の繰入３億2000万円の減額の理由ということでご質問いただきました。これについてお答えいたします。

例年３月補正におきましては年度末を迎えるということで、おおよそ総体的に補正の総額は減額になることのケースが多いです。その理由としましては不用額の精査等、事業の進捗状況に応じた不用額の精査等行い、予算で持っていってもそのまま不用額にしてしまうということはあまり好ましいことではございませんので、毎年度こういった形で減額をさせていただいているところです。決算議会におきましてもたびたび不用額が多額であるということもご意見いただいております。そういったなかで今回も財政課の査定のほうで、厳しめに事業の進捗、執行残等見まして、そういったことで不用額をできる限り決算において出さない形でという考えのもと、勿論歳入のほうの増額と、先ほど私のほうでお答え致しました普通交付税の増額が9000万円余りありますので、そういった収入の増額要因というものも大きくございますが、そういったもの

も合わせまして、今回３億2000万円財調の取崩しを減らし、４年度におきましてはこのままでいきますと、7400万円を取り崩すということで決算するというふうに考えております。

〇１番（髙橋公時）　議長。

〇議長（米重典子）　１番　髙橋公時議員。

〇１番（髙橋公時）　何点かお伺いします。まず歳入のところから12ページ、13ページこれは町民税、また法人税についてでございますが、まず個人のほうでございます。滞納繰越分、これを予定しておった分が170万余りですけども、こういったものが入らないことによって、また悪い連鎖になれば最終的に不納欠損に上がってきたりしますけれども今後の対策についてはどのようにしているのかお伺いしたいと思います。併せて法人税、これも当初予定しておるよりも300万程度増えているとことで補正がかかっておると思います。これはコロナも収束しつつもありますし、喜ばしいことではないかと思いますけれども、こういった300万の増というの要因というものはどういったところなのか。現年度分の増ということでございます。

　次のページ、14ページ、これは1点いつも聞くんですけれども、世羅町のサービス期間、ペイペイが終わりましたので、たばこ税が減ってきておるのが大体9600万、1億近いものがここ数年で8000万近くまで落ち込んできたのが更に1300万、この時期で挙がっておるというのは、私も昨年禁煙をしまして、たばこやめたもんで、金額的にわからないんですけれども、また増税になって、たばこ料金が高くなったものがそのまま反映されたのか。1300万、結構大きいと思いますので、何の要因で上がったのか、この点は再度お伺いします。

　ずっと飛びまして、28、29ページ、これは一度同僚議員が質問しましたが、課長答弁にＣＡＴＶの伝送路設備で1703万3000円ですか、内訳として1400万円がＩＲＵ契約のプラスアルファ部分だというご説明がありました。これは実際、詳しくは光ファイバ網調査特別委員会でしますが、現在1400万円増えたというのは、勿論契約変更がありましたよね、このたび。それによってのものだと思いますが、結構な額ですよ。これまでで言ったら、光ファイバ網特別委員会立ち上げる前というのは町に返ってくるお金というのは50万から100万、多くても150万でわずかなことだったんです。それが光ファイバ網調査特

別委員会を立ち上げてから500万から800万、結構大きな金額が契約内容変えて返ってくるようになっておりました。それは見込んだ上で更に1400万返ってきているということはかなり世羅町としてして三原ケーブルと契約している数も増え、金額も増え、それだけお金が向こうにいっている現れだと思います。詳しくは光ファイバ網特別委員会でやりますけれども、1点聞きたいのがＩＲＵ契約を現時点で前回より契約をやり変えた結果なのか、そのままでこれだけ増えたのか、その点だけお伺いします。

続きまして49ページ、詳しくは聞きませんけれども、減額になっているマイナンバーカード普及促進事業200万、もうやる気がないのか、もしくは一定のこの２月末で終わったので、一定の成果が出てこれ以上必要ないので減額にするのか、その点だけ、詳しくは一般質問等でやりますので、減額理由についてお尋ねします。

○税務課長（藤井博美）　議長。

○議長（米重典子）　税務課長。

○税務課長（藤井博美）　１番議員からいただきました個人住民税の滞納繰越分、また法人町民税の現年度分の増額の内容についてお答えいたします。

個人住民税の滞納繰越分の減でございますが、これは収納ができなかったという理由ではございません。まずですね、個人住民税の令和３年度の現年度分の収納率が99.92％ということで高くございましたので、滞納繰越額自体が減ったことが主な要因でございます。当初880万円の滞納繰越分に対しまして収納率25％で思っておりましたが、375万円に対しての収納率に対しての計算となってございます。それが原因でございます。

続きまして法人町民税でございますが、法人税を巡る状況につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響は勿論のこと、物価高、また資材の調達難等、また人手不足など、たくさんマイナス要因が重なっておりまして、決算の状況を心配していたところなんですけれども、先日ですね、新聞記事にもございましたが、中国地方の企業の決算の予想がですね、不調、好調、減益、増益というところが２極化する予想であるという記事も見ましたけれども、世羅町におきましても、今、出ている決算書によりますと、前年の１割になった企業債の方から、前年の10倍以上になったところもございまして、世羅町の法人

町民税全体といたしましては、昨年と比べまして１月現在で111％を推移しております。また、収納率につきましても99.04％で昨年比0.87％で推移しております。そのため300万円の増額提案となってございます。

14ページのたばこ税についてでございます。令和３年度から在宅勤務やストレスなどにより喫煙が増えたということは考えておりましたけれども、現在では在宅勤務がすっかり定着した状況になってございます。ペイペイの影響があった令和３年度でございますが、決算額で9719万円でございました。そこまではいかないまでも、令和元年度、２年度を大きく超える見込みとなりまして、1300万円の増額提案となっております。

○企画課長（升行真路）　議長。

○議長（米重典子）　企画課長。

○企画課長（升行真路）　お答えをいたします。先ほど髙橋議員のほうからございましたが、ＩＲＵ契約の関係での積み立てる額が以前と比べてかなり多くなっている。これの要因ということでのご質問ではなかったかと思います。ひと言で申しまして、議員ご指摘のとおり、本決算期から追加賃借料の算出式を変更したことが要因ではございますが、本決算期において世羅町分での純利益がかなり出ております。それも合わせて今回の1400万円余りが積み立てる額という形になっております。前回の前期の計算方式でやって計算をしましても、恐らく800万、900万弱位はいくんですが、今決算期から式を変えておりますので、1400万円余、前年対比で970万円余りの増ということになっております。

○町民課長（道添　毅）　議長。

○議長（米重典子）　町民課長。

○町民課長（道添　毅）　それでは49ページマイナンバーカード普及促進事業の200万円の減、この理由でございますけれども、これは令和４年９月に町のマイナンバーカード申請にかかる独自支援、普及促進を独自に進めるということで500万円の補正を増額提案し御承認をいただいたものでございます。

昨年は国がマイナポイント、昨年はと言いますか、マイナポイントの付与の事業が本年２月末で終了しまして。国はですね、当初このマイナンバーカード申請にかかるマイナポイント付与、これは令和４年９月末で終了するというこ

とで周知をしておったわけなんですが、それを受けてその当時町のマイナンバーカードの交付率も非常に低かったということもありまして、先ほど申しあげましたように10月以降２月末まで、町独自の普及促進、支援策ということで500万円計上したところでございます。

その後国がですね、９月末までのマイナポイント対象期間、これを12月末に延長し、最終的には令和５年２月末まで延長したということがございまして、町の独自の普及促進策、これは講じる状況にはないということで、12月補正、そしてこの３月補正を持って全額減額するというものでございます。

町といたしましては現在、交付率も非常に上がってはきております。そういうなかで町独自の支援策というものは現時点では考えてはおりませんけれども、今後におきましてもマイナンバーカードを望む方に対して、円滑にその交付ができるようしっかり対応をとってまいりたい、そのように考えております。

○議長（米重典子）　そのほか質疑はありませんか。

○４番（矢山　武）　（挙手）

○議長（米重典子）　４番　矢山　武議員。

○４番（矢山　武）　71ページの有害鳥獣捕獲謝金の増ということになっとるわけですが、捕獲の状況と、狩猟期における捕獲実態も十分に把握をしてないんですが、一定量が捕獲をされているんじゃないかというように想像するわけですが、その点をどのように実績と評価をされておるのか。

次に73ページで多面的機能支払交付金287万円の増ということになっとるわけですが、これもどういう交付状況になっておるのか。また、これらのそれぞれ取組みの主な状況というか、そういう点。

またその次のページの75ページの森林環境譲与税基金ということで125万4000円となっておるわけですが、この基金等、将来に備えるということだろうと思うんですが、どのような事業を展開をされようとしているのか。

それから同じように実績で83ページの住宅リフォーム補助金について、減額になっておるわけですが、どのような状況で本年度を終わろうとしておるのか。

最後に91ページで教育費の関係で中学校の遠距離通学補助金マイナス150

万円というのがありますが、一定に遠距離の方々への対応をして、それに伴う対応はできていると思いますが、減額の理由というか、現状についてお尋ねします。

○産業振興課長（山口　徹）　議長。

○議長（米重典子）　産業振興課長。

○産業振興課長（山口　徹）　まず71ページ有害鳥獣捕獲謝金の増額でございます。捕獲状況でございますが、比較になるかと思いますが、令和３年度末をみますと、1,091頭という捕獲、シカ、イノシシでありました。それがですね、本年度におきまして12月末で1,308頭ということで、もう既に200頭、２月末で３年度末と比較しても200頭を超える捕獲の状況でございます。そういった状況で今年度においてはかなり捕獲が進んでおりまして、このまま今年度当然もう終わりになってまいりますが、この捕獲の進み具合でいきますと、捕獲報償金のほうもあと200万は必要になってくるというふうに試算いたしまして、増額をさせていただくものでございます。

続きまして次に73ページ、こちら多面的機能発揮対策交付金でございますが、事業自体はよくご存じかと思いますが、農地施設そういったものを修繕したりですね、そういったような集落で取組んでいただく中へですね、補助していっております。47組織が取組まれておりますが、総額で今の予定ですと、2607万9000円の交付金になるかというふうに思っております。そういった47組織の活動の中で変更等が生じてまいりましたので、287万7000円の増額をさせていただくものでございます。

続きまして75ページ森林環境譲与税の基金でございます。こちらの基金は使い道といたしましては、世羅町におきましてはその上にあります森林経営管理事業、こちらはですね、譲与税を使いました森林の整備でございます。こちらの事業を今年度におきまして森林組合に委託して行っておりますが、こちらのほうへ基金は使っていくように考えておるものでございます。例年ですと、基金に積まずにですね、積極的に使っていくようにしておるものでございますが、今年度基金が秋口に増になりまして、それを極力使うということで事業進めてまいりましたが、その上の経営管理事業減額の213万4000円、こちらすべての基金を使って事業ができるのはむずかしいということで、事業自体も減

額させていただきますが、基金のほうは残った分については基金といたしまして今後使っていくというふうに考えているものでございます。
〇建設課長（福本宏道）　議長。
〇議長（米重典子）　建設課長。
〇建設課長（福本宏道）　それでは83ページの住宅リフォーム補助金の状況についてお答えいたします。住宅リフォーム補助金につきましては、令和４年度当初で1000万円を計上しておりました。しかし最近の物価高騰等により今年度におきましては５月20日時点で申請受付けができない予算を使いきった状況となりました。これに伴いまして９月補正により300万円増額したところでございますが、その後の申請状況により今回不用額の見込みとなる102万4000円を減額するものでございます。今年度の受付け状況といたしましては、件数といたしまして50件、額としまして現在のところ1160万円、こういった状況でございます。
〇学校教育課長（平尾浩一）　議長。
〇議長（米重典子）　学校教育課長。
〇学校教育課長（平尾浩一）　91ページにあります中学生の遠距離通学費の補助についてでございます。この遠距離通学に関わりましては、まずもって９月の補正等におきまして冬期のスクールタクシーに関わりまして議員の皆様から承認を得て補正等させていただいております。ここにおきます補助金につきましての150万円の減額につきましては、ヘルメット代や電動自転車に関わるものでございます。これは当初はですね、該当する６キロ以上の子ども達の概算、それから転入学等含めて予算計上させていただいたものでございます。今の現状のところ数を計算しますと、150万円の減額というふうになってございます。
〇産業振興課長（山口　徹）　議長。
〇議長（米重典子）　産業振興課長。
〇産業振興課長（山口　徹）　先ほどですね、私の答弁の中で73ページの多面的機能発揮対策交付金の全体額としてですね、2607万9000円と申しましたが、失礼いたしました。１億2607万9000円ということで、１億が抜けておりました。たいへん失礼いたしました。

○議長（米重典子）　ほかに質疑ありませんか。
○７番（藤井照憲）　議長。
○議長（米重典子）　７番　藤井照憲議員。
○７番（藤井照憲）　73ページ、一般質問でもう一度お伺いする予定なんですけれど、73ページの農業次世代人材投資事業、それからニューファーマー育成事業、環境保全型直接支払交付金、これらは皆、いずれもが減額になっているんですけれども、地域の農業を守っていく上では非常に重要な担い手を育てる部分があると思うんですけれど、大きな理由だけ教えていただきたいと思います。

それから学校教育のほうで小学校、中学校費の中で、ページは89ページ、学校管理費の中で、会計年度任用職員の減額ございますけれども、それから中学校費同じく会計年度任用職員の減額がございます。学校現場において会計年度任用職員の予算化した結果、減額ということでございますけれども、教育現場での支障はなかったのかどうかその辺をお伺いしたいと思います。
○学校教育課長（平尾浩一）　議長。
○議長（米重典子）　学校教育課長。
○学校教育課長（平尾浩一）　それでは議員ご質問のまず89ページ小学校における会計年度任用職員における報酬、それから91ページにあります中学校の会計年度任用職員における減額というところで、学校運営等に支障がなかったかというところでございます。結論から申し上げますと、支障はございませんでした。しかしながら小学校においての会計年度任用職員における減額140万円については、当初20名程度任用していきたいということで計上しておりましたが、３名どうしても、この教育補助員は教員免許を有する者というところで任命しいますので、３名なかなか見つけることができませんでした。それに関わる減額でございます。しかしながら当初では考えていましたその20名のうちの３名というところでございますが、各学校等でお話しを聞かせていただきますと、そういった不具合、それから子ども達に関わる支援というかですね、そういったことに支障はないというふうに聞いております。こういったことを踏まえて次年度のほうも考えていきたいと思っています。

併せて中学校会計年度任用職員の30万の減額でございますが、これは人数

ではございません。職員は全員任用できているのですが、任用した方の通勤手当、これの場所が変わったというところの通勤手当相当の減額となっております。

○産業振興課長（山口　徹）　議長。

○議長（米重典子）　産業振興課長。

○産業振興課長（山口　徹）　それでは産業振興課のほうから73ページのまず上のほうでございますが、農業次世代人材投資事業補助金でございます。こちらも議員ご指摘いただきましたように、後継者に対しての支援を行っていくものでございます。この事業は国の事業を使いまして、新たに始められる場合の機械導入、そしてまた就農支援、年間150万円の支援を行っていくというものでございますが、当初予定しておりました実績で言いますと、機械導入の関係が２件、それから先ほどの年間150万の支援についてが７件でございますが、当初はですね、機械導入等ももっと大きくあるものと、また新規就農等ももっとあると睨んでおりましたが、そこらがですね、思ったより伸びてないということで、当初の半分位になっていってしまいますが、減額させていただくものでございます。

続きまして、ニューファーマー育成事業の補助金でございます。こちらはですね、当初より、予定より約３人減ということで、こちらは町費のほうで新規就農ではないということはないんですが、新規就農でなくてもですね、失礼しました。農業を始める方が、就農されて、集落法人または認定農業者のところへ就農された場合に後継者ということで、今後農業を行っていく方への支援ということで、年間150万というものを支援しているものでございます。こちらは予定していた人数が約３人減ということで、減額させてもらうものでございます。

環境保全型農業支払交付金でございますが、こちらはですね、ほぼ予定どおりの、取組み件数でいきますと８件ということでございますので、そんなに予定外ということはなかったんですが、面積あたり、活動内容等に助成されるものでございますので、そういったところの変更等がございまして減額ということでございます。

○議長（米重典子）　ほかに質疑はありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員　であります。

したがって、議案第2号　令和4年度世羅町一般会計補正予算（第9号）は　原案のとおり可決されました。

日程第6　議案第3号　令和4年度 世羅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○財政課長（矢崎克生）　議長。

○議長（米重典子）　財政課長。

○財政課長（矢崎克生）　議案4ページをお開きください。

議案第3号

令和4年度世羅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和4年度世羅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を別紙のとおり提出する。

令和5年3月2日　提出

世羅町長　　奥　田　正　和

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ9,955千円を減額し、歳入歳出それぞれ1,732,798千円とするものでございます。

歳入は、県支出金9,955千円を減額し、歳出は、総務費33千円、保健事業費9,922千円を減額するものでございます。

（詳細説明）
〇議長（米重典子）　これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
〇４番（矢山　武）　（挙手）
〇議長（米重典子）　４番　矢山　武議員。
〇４番（矢山　武）　受診等人間ドックなどの減少に伴う減額だというように思うんですが、特定健診等国においても一定に力を入れておる事業ではないかと思うんですが。
〇議長（米重典子）　10ページでよろしいですか。
〇４番（矢山　武）　10ページですね。件数、受診状況が前年度に比べてどのようになっているのか。同じように人間ドックも健康状態を検査を受けて、特にガン等の病気の早期発見も重要だと思うんですが、受診の傾向として、またコロナも影響はしておるんだと思いますが、どう向上させていく考えなのか。これで十分だということになれば取組みはいらんのんですが、これらについてお尋ねします。
〇健康保険課長（宮﨑満香）　議長。
〇議長（米重典子）　健康保険課長。
〇健康保険課長（宮﨑満香）　まず10ページの特定健康審査等業務委託料の減でございます。こちらにつきましては、受診者数当初1,310人で予定をしておりましたが、令和４年度は1,169人を見込んでおります。令和３年度の特定健康診査受診者数は958人という状況で、３年度と比較すると若干ではありますが増加をしてきております。

それから人間ドック業務につきましては当初660人で予定をしておりましたが、534人と見込んで減額をさせていただいております。令和２年度は602人、令和３年度は496人という受診状況でしたので、こちらも若干は増加、まだ完全には戻ってはおりませんが、少しは戻ってきている状況でございます。

総合健診につきましても、当初は512人見込んでおりましたが、324人という状況が見込まれますので減額をするものでございます。健診の受診勧奨の今今後の考え方についてでございますが、当初予算計上時、コロナの動向が不明という状況の中で例年並みの予算計上をさせていただきました。受診勧奨のほ

うも例年どおり努めてはまいりましたが、受診控えのほうがすぐに復活する状況にもなく、感染対策の実施により受診を進めてはきましたが、年１回の健診につながっていない状況となっております。令和４年度は少しずつ受診者数も戻りつつはありますが、まだまだ受診率のほうは低くなっておりますので、今後も周知のほうをしっかりしてまいりたいと考えております。

〇議長（米重典子）　ほかに質疑ありませんか。

〇４番（矢山　武）　（挙手）

〇議長（米重典子）　４番　矢山　武議員。

〇４番（矢山　武）　周知をしたいということで、周知はこれまでも取組んでこられたと思うんですが、やはり１回目の質問でも言ったように、健康づくりの上で重要な取組みなので、３年度より増えておるという説明はありましたが、やはりどうそれぞれの受診を向上させていくかという積極的なもう少し取り組みが必要じゃないかと思うんですが、これらについてどうですか。

〇健康保険課長（宮﨑満香）　議長。

〇議長（米重典子）　健康保険課長。

〇健康保険課長（宮﨑満香）　お答えをいたします。受診勧奨をするにあたり、やはり健診の魅力、魅力のある健診というものを進めてまいりたいと考えております。総合健診においては無料体験コーナー、また無料の歯科相談、減塩味噌汁の試食などをコロナ感染症が出る前までは続けておりました。コロナ感染拡大防止のためそういった事業のほうは中止をしてまいりましたが、今後は少しずつそういった魅力のある健診というものを進めながら、また託児等若い方も利用しやすいような健診のほうをまた続けてまいりたいと考えております。

〇議長（米重典子）　ほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員　であります。

したがって、議案第３号　令和４年度 世羅町国民健康保険事業 特別会計補正予算（第３号）は　原案のとおり可決されました。

日程第７　議案第４号　令和４年度 世羅町後期高齢者医療制度 特別会計補正予算（第３号）　を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○財政課長（矢崎克生）　議長。

○議長（米重典子）　財政課長。

○財政課長（矢崎克生）　議案５ページをお開きください。

議案第４号

令和４年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計補正予算（第３号）

令和４年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計補正予算（第３号）を別紙のとおり提出する。

令和５年３月２日　提出

世羅町長　　奥　田　正　和

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ 5,587 千円を減額し、歳入歳出それぞれ 556,533 千円とするものでございます。

歳入は、繰入金 5,587 千円を減額し、歳出は、総務費 2,490 千円、後期高齢者医療広域連合納付金 3,097 千円を減額するものでございます。

(詳細説明)

○議長（米重典子）　これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○４番（矢山　武）　（挙手）

○議長（米重典子）　４番　矢山　武議員。

○４番（矢山　武）　10ページの医療費納付金に関わってお尋ねしたいと思うんですが、それぞれ広域連合において定められておる２億6000万円余りのものが、どのような経緯の中で減額になったのか。このことについて繰り返し質問してきておるわけですが、やはり今の高齢化が進むなかで今後、加入者が増加をしていくんじゃないかと思われるんですが、そうしたなかで負担も増えるし、保険料も増えるというような状況が心配されますが、県の広域連合の考え方と自治体としてこういう管理費等が減額に250万ほど減額になって、併せて納付金も減るんだということになるんかもしれませんが、そこら辺の町としてのお考えをお尋ねします。

○健康保険課長（宮﨑満香）　議長。

○議長（米重典子）　健康保険課長。

○健康保険課長（宮﨑満香）　まず総務管理費一般管理費のマイナス249万円の減額補正、こちらにつきましては職員給与費に係るものが主なものでございます。

医療費納付金の減額、309万7000円につきましては、令和２年度の実績と、３年度の実績見込みから伸び率を算出した上で、令和４年度の医療費を推計をして、納付金のほうを算定がされておりますが、令和４年に入り、３月から９月の実績、またひとり当たり給付費の伸び率などから令和４年度の総額を推計し、納付金が減額となるものでございます。

町としてこの納付金に対する考え方でございますが、やはりひとり当たり給付費、こういったものの伸び率などが納付金の算定に影響してまいりますので、ひとり当たり給付費今回伸び率は0.9950という数字になっておりますが、この伸び率が上がらないように健診の受診勧奨や早めの重症化する前の早めの受診などしていただけるよう取組んでまいりたいと考えております。

○議長（米重典子）　ほかに質疑ありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員　であります。

したがって、議案第４号　令和４年度 世羅町後期高齢者医療制度 特別会計補正予算（第３号）　は　原案のとおり可決されました。

日程第８　議案第５号　令和４年度　世羅町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）　を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○財政課長（矢崎克生）　議長。

○議長（米重典子）　財政課長。

○財政課長（矢崎克生）　議案６ページをお開きください。

議案第５号

令和４年度世羅町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）

令和４年度世羅町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）を別紙のとおり提出する。

令和５年３月２日　提出

世羅町長　　奥　田　正　和

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ 87,660 千円を減額し、歳入歳出それぞれ 2,621,407 千円とするものでございます。

歳入は、使用料及び手数料 70 千円、諸収入８千円を増額し、保険料 20,802 千円、国庫支出金 835 千円、支払基金交付金 46,017 千円、県支出金 13,726 千円、繰入金 6,358 千円を減額するものでございます。

歳出は、総務費 2,965 千円、保険給付費 77,200 千円、地域支援事業費 7,495 千円を減額するものでございます。

（詳細説明）

○議長（米重典子）これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。　討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員　であります。

したがって、議案第５号　令和４年度　世羅町介護保険事業　特別会計補正予算（第３号）　は　原案のとおり可決されました。

日程第９　議案第６号　令和４年度　世羅町介護サービス事業特別会計補正予算（第３号）　を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○財政課長（矢崎克生）　議長。

○議長（米重典子）　財政課長。

○財政課長（矢崎克生）　議案７ページをお開きください。

議案第６号

令和４年度世羅町介護サービス事業特別会計補正予算（第３号）

令和４年度世羅町介護サービス事業特別会計補正予算（第３号）を別紙のとおり提出する。

令和５年３月２日　提出

世羅町長　　奥　田　正　和

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ630千円を減額し、歳入歳出それぞれ9,396千円とするも

のでございます。

　歳入は、サービス収入 557 千円、繰入金 73 千円を減額し、歳出は、事業費 630 千円を減額するものでございます。

（詳細説明）

〇議長（米重典子）　これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

　これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

　討論なしと認めます。

　これをもって討論を終結いたします。

　これより採決いたします。

　本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

　起立全員　であります。

　したがって、議案第 6 号　令和 4 年度　世羅町介護サービス事業特別会計補正予算（第 3 号）　は　原案のとおり可決されました。

　ここで昼休憩といたします。再開は午後 1 時といたします。

休憩１１時５５分

再開１３時００分

〇議長（米重典子）　休憩を閉じて会議を再開します。

　日程第 10　議案第 7 号　令和 4 年度　世羅町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）　を議題といたします。

　提出者から提案理由の説明を求めます。

〇財政課長（矢崎克生）　議長。

〇議長（米重典子）　財政課長。

〇財政課長（矢崎克生）　議案８ページをお開きください。

議案第７号

令和４年度世羅町農業集落排水事業特別会計補正予算（第３号）

令和４年度世羅町農業集落排水事業特別会計補正予算（第３号）を別紙のとおり提出する。

令和５年３月２日　提出

世羅町長　　奥　田　正　和

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ 1,174 千円を減額し、歳入歳出それぞれ 68,413 千円とするものでございます。

歳入は、使用料及び手数料 114 千円を増額し、繰入金 1,288 千円を減額するものでございます。

歳出は、総務費 1,174 千円を減額するものでございます。

(詳細説明)

○議長（米重典子）　これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○６番（田原賢司）　（挙手）

○議長（米重典子）　６番　田原賢司議員。

○６番（田原賢司）　失礼します。法適用移行業務なんですが、ページ 10 ページのほう、こちらに移行するメリットを教えていただけますでしょうか。国の指導で全国一律ではありますが、世羅町として移行した時のメリットを教えていただければと思います。

○上下水道課長（和泉秀宣）　議長。

○議長（米重典子）　上下水道課長。

○上下水道課長（和泉秀宣）　それではご質疑にお答えさせていただきます。この法適用移行業務につきましてでございますが、農業集落排水事業の公営企業法の適用について国から令和５年度末までの移行が求められているところでございます。令和４年度当初予算におきまして法適用移行業務として予算を計上して、現在農業集落排水事業の組織体制や財務関係について資料収集、要領の作成、資産整理など業務のベースとなる項目についての整理等を行っている

ところでございます。

　ご質疑のありました法適用のメリットでございますが、今後維持修繕等が発生してくる。またスットクマネージメント事業導入しまして、事業を行っていくというふうな流れになりますが、そうした場合に法適用化をしてないと、予算の財源として予算がつかないというふうなことも国のほうは示しております。したがいまして、速やかに法適用を令和６年度から実施することによってそういった補助金を活用して修繕等行っていく。それと併せましてこの農業集落排水事業の経営等について公営企業会計によって行うことになりますので、明らかにするなかで、健全な経営といいますか、事業執行を行っていくというふうなことがメリットになるのでないかなというふうに考えているところでございます。

○６番（田原賢司）　（挙手）

○議長（米重典子）　６番　田原賢司議員。

○６番（田原賢司）　メリットについては国からの助成が得られるというところだろうとは思うんですが、一般的にこの会計上のメリットというのは先ほど健全経営とか言われますけど、売上げそのものが本業で稼げるところは限りなく零細企業で、10％とか、20％未満ですよね。実際企業会計にするメリットというのはほとんど生まれてこない。あくまで助成がもらえる、国の援助があるんでというところで移行するのがメリットであるよというところだけと捉えてよろしいでしょうか。

○上下水道課長（和泉秀宣）　議長。

○議長（米重典子）　上下水道課長。

○上下水道課長（和泉秀宣）　議員ご指摘のとおり、この法適用化するメリットにつきましては国のそういった財源を充当して今後の整備等行っていけるというところが第一のメリットというふうに考えているところでございます。

○議長（米重典子）　ほかに質疑ありませんか。

(「なしの声」あり)

　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

　これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員　であります。

したがって、議案第７号　令和４年度　世羅町農業集落排水事業特別会計補正予算（第３号）　は　原案のとおり可決されました。

日程第 11　議案第８号　令和４年度　世羅町上水道事業会計補正予算（第３号）　を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

〇上下水道課長（和泉秀宣）議長。

〇議長（米重典子）　上下水道課長。

〇上下水道課長（和泉秀宣）　議案９ページをお開きください。

議案第８号

令和４年度世羅町上水道事業会計補正予算（第３号）

令和４年度世羅町上水道事業会計補正予算（第３号）を別紙のとおり提出する。

令和５年３月２日　提出

世羅町長　　奥　田　正　和

提案理由でございます。

収益的収入 32 千円を減額し、収入 2,453,113 千円とし、収益的支出 41,998 千円を減額し、支出 433,718 千円とするものでございます。

収入は営業収益 459 千円を増額し、営業外収益 491 千円を減額し、支出は営業外費用 5,461 千円を増額し、営業費用 47,459 千円を減額するものでございます。

資本的収入は、46,158 千円を減額し、収入 261,070 千円とするものでございます。

収入は、納付金 1,342 千円を増額し、企業債 47,500 千円を減額するものでございます。

資本的支出は 71,005 千円を減額し、支出 323,089 千円とするものでございます。

支出は、建設改良費 71,005 千円を減額するものでございます。

（詳細説明）

〇議長（米重典子）　これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。　質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数　であります。

したがって、議案第 8 号　令和 4 年度　世羅町上水道事業会計　補正予算（第 3 号）　は　原案のとおり可決されました。

日程第 12　議案第 9 号　令和 4 年度　世羅町公共下水道事業会計　補正予算（第 3 号）　を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

〇上下水道課長（和泉秀宣）議長。

〇議長（米重典子）　上下水道課長。

〇上下水道課長（和泉秀宣）　議案 10 ページをお開きください。

議案第 9 号

令和 4 年度世羅町公共下水道事業会計補正予算（第 3 号）

令和４年度世羅町公共下水道事業会計補正予算（第３号）を別紙のとおり提出する。

令和５年３月２日　提出

世羅町長　　奥　田　正　和

提案理由でございます。

収益的収入 14,719 千円を減額し、収入 660,677 千円とし、収益的支出 12,957 千円を減額し、支出 213,958 千円とするものでございます。

収入は営業外収益 14,719 千円を減額し、支出は営業外費用 1,762 千円を増額し、営業費用 14,719 千円を減額するものでございます。

資本的収入支出それぞれ、2,174 千円を減額し、収入支出それぞれ 292,540 千円とするものでございます。

収入は、負担金 2,174 千円を減額し、支出は建設改良費 2,174 千円を減額するものでございます。

(詳細説明)

○議長（米重典子）　これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。　質疑ありませんか。

○４番（矢山　武）　（挙手）

○議長（米重典子）　４番　矢山　武議員。

○４番（矢山　武）　収益的収入及び支出について７ページに関して管理費等減額になっておるわけですが、特にかなり工事が進んでいくなかで、下水道事業費用等、一定には減ってきておるわけですが、これらの下水の処理の状況、下水使用量、そして施設の能力に対して現在どのような流入量になっておるのか。加入の状況と併せてお尋ねします。

○議長（米重典子）　矢山議員、補正予算のどの部分の質疑でしょうか。

○４番（矢山　武）　7ページ。管理費。

○議長（米重典子）　管理費の減は委託料そのほかでありますけれども。

○上下水道課長（和泉秀宣）　議長。

○議長（米重典子）　上下水道課長。

○上下水道課長（和泉秀宣）　7ページ、収益的収入及び支出の営業費用における管理費等の減額についてご説明をさせていただきます。

まずこの処理施設の維持管理業務でございますが、浄化センターの管理業務にかかる修繕部分の金額を減額するものでございます。理由につきましては、材料等が調達できないという状況がございまして、それに伴い実施が困難という判断をいたしまして今回減額をさせていただくものでございます。

併せて処理能力等のご質疑をいただきました。処理場の処理能力は日量1,000トンとなっておりまして、平均といたしまして、産業建設常任委員会でもご説明をさせていただいておりますように、650トン余りの処理を行っている状況でございます。

○４番（矢山　武）　議長。

○議長（米重典子）　４番　矢山　武議員。

○４番（矢山　武）　施設の整備と併せて今後、この処理能力というか、そういうものについて考える必要があるんじゃないかということでお尋ねしたんですが、資本的収入及び支出の９ページのなかでは公共桝設置工事32万7000円ですか、減ということになっておるわけですが、今年度新たに何個の設置をされて、これらの今後の残る事業を進めていくなかで、能力と流入量はどのように推移をしていくというように計画をされておりますか。

○上下水道課長（和泉秀宣）　議長。

○議長（米重典子）　上下水道課長。

○上下水道課長（和泉秀宣）　それでは公共桝の設置状況、接続数についてのご質疑をいただきましたので、お答えをさせていただきます。令和４年度におきましては公共桝の設置を36件ということで設置をさせていただいております。併せて令和４年度の接続数は7件ということになっております。36件につきましては、現在行っております今東地区下水道管埋設工事に伴う設置でございまして、接続数で言いましたら今年度7件というものにつきましてはそれ以外の地区で接続をしていただいたものが7件という状況になっております。

今後もしっかりと処理場の能力等を見定めながら適切な処理運転等行ってまいるよう務めてまいりたいと思います。

○４番（矢山　武）　（挙手）

○議長（米重典子）　４番　矢山　武議員。

○４番（矢山　武）　今後云々と言われるんですが、きちんとした計画を示さ

れる必要があるんじゃないかということでお聞きしたんですが。36個の桝の設置について、関係戸数がどの程度あるんか知りませんが、そのなかで設置した36個について、接続が可能でないのもあるんかもわかりませんが、処理が可能な36個については、それなりに早急に接続をしてもらう必要があるんじゃないかと思うんですが

○議長（米重典子）　矢山議員、補正予算書に関連する質疑でお願いします。

○４番（矢山　武）　ですから、今年度工事をしたものについて言よるんですよ。接続については今年度じゃないでしょ。ちょっと、7件。詳しく説明してください。ただ現状だけを説明するんじゃなしに、こういう状況で運営をしていくんだということを示してほしいということで聞きよるんです。

○上下水道課長（和泉秀宣）　議長。

○議長（米重典子）　上下水道課長。

○上下水道課長（和泉秀宣）　再度ご説明をさせていただきます。今年度の公共桝設置数につきましては今東地区の下水道管埋設工事に伴いまして36の桝を新たに設置したところでございます。それとは別になるんですが、公共桝への接続が今年度7件という状況になっております。36個の公共桝につきましては供用開始する状況になり次第、速やかに接続していただき、利用していただくというふうなことを考えておりますので、今後も設置しております桝につきましては接続の推進等積極的に行っていくように考えているところでございます。

○議長（米重典子）　ほかに質疑はありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数　であります。

したがって、議案第９号　令和４年度　世羅町公共下水道事業会計補正予算（第３号）　は　原案のとおり可決されました。

日程第13　議案第10号　町道路線の認定について　を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○建設課長（福本宏道）　議長。

○議長（米重典子）　建設課長。

○建設課長（福本宏道）　議案11ページをお開きください。

議案第10号

町道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第８条第２項の規定により、町道の路線を別紙のとおり認定する。

令和５年３月２日　提出

世羅町長　　奥　田　正　和

提案理由でございます。

既存の道路を新たに町道路線に認定することについて、町議会の議決を求めるものでございます。

次ページをご覧ください。

町道路線の認定

路線名　　平帽子３号線

等級	認　定　の　区　間	延長（m）	幅員（m）
その他	世羅町大字本郷字平帽子697番３地先 ～ 世羅町大字本郷字平帽子699番４地先	83.0	4.6 ～ 6.7

路線名　　本田１号線

等級	認　定　の　区　間	延長（m）	幅員（m）
その他	世羅町大字本郷字宇月山 1254 番 5 地先 ～ 世羅町大字本郷字本田 852 番 9 地先	193.0	6.1 ～ 13.1

路線名　　本田２号線

等級	認　定　の　区　間	延長（m）	幅員（m）
その他	世羅町大字本郷字本田 837 番 13 地先 ～ 世羅町大字本郷字本田 891 番 12 地先	222.0	5.0 ～ 18.8

路線名　　本田１号線

等級	認　定　の　区　間	延長（m）	幅員（m）
その他	世羅町大字東神崎字大田 234 番 12 地先 ～ 世羅町大字東神崎字大田 234 番 6 地先	107.5	5.0 ～ 13.6

（詳細説明）

○議長（米重典子）　これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。
（起立全員）

起立全員　であります。

したがって、議案第 10 号　町道路線の認定について　は　原案のとおり可決されました。

日程第 14　令和５年度 施政方針と予算の概要について　を議題といたします。

令和５年度 施政方針と予算の概要について 説明を求めます。

○町長（奥田正和）　はい、議長。

○議長（米重典子）　町長。

○町長（奥田正和）　配付してございます令和５年度施政方針をお手元にお願いいたします。

令和５年第１回世羅町議会定例会におきまして、令和５年度当初予算案をご審議いただくにあたり、私の町政運営に向けての所信の一端と当初予算案の概要についてご説明申し上げ、議員各位並びに町民の皆様からの格別のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

本町では、昨年 12 月に町内で初めてとなる高病原性鳥インフルエンザの発生に見舞われ、今年１月にかけて５例目までが確認されました。この防疫作業には、広島県をはじめとする関係各位に多大なるご支援をいただき、心より敬意と御礼を申し上げます。本町といたしましても、引き続き防疫対策、そして影響を受けられた事業者の皆様の支援等に取り組んでまいります。町民の皆様には、根拠のない噂話などに惑わされることのないよう、風評被害防止へのご協力をお願いいたします。

さて、国においては、社会課題の解決に向けた取り組みを成長のエンジンへと転換し、経済を持続可能で一段高い成長経路に乗せていくため、官民連携による計画的で大胆な投資を推進しております。令和５年度予算編成にあたっては、令和４年度第２次補正予算と一体として、包摂社会の実現等による新しい資本主義の加速、国民の安全と安心の確保等の重要な政策課題について、必要な予算措置を講じることとしています。

新型コロナウイルス感染症につきましては、感染拡大から３年が経ち、現在、国においては、感染症法上の位置付けを見直す方向で議論が進められております。感染は流行を繰り返しておりますが、長引くコロナ禍で停滞した経済・社会活動は、平時の日常に向けて徐々に活発化し、コロナ後の兆しも見えてきております。しかし、ロシアによるウクライナ侵攻等による物価高騰は、経済に打撃を与え、度重なる値上げが生活を直撃するなど、コロナ禍からの活動回復の妨げとなっております。

令和４年度において、本町では、感染症対策とともに物価高騰対策を喫緊の課題として取り組み、様々な支援策を講じてまいりました。今後も、国・県の動向を注視しつつ、町民の皆様が安心して生活できるよう、状況に応じて必要な施策を検討してまいります。

私は、今年の漢字として「健・建・献」の３文字を挙げました。健幸づくりや健康一番の「健」、新たな建設的な事業展開をめざす「建」、地域貢献と食育の充実を示す献立の「献」、これらを今年のテーマとし、更なる町政の発展にまい進いたします。また、令和５年度は、「第２次長期総合計画後期基本計画」及び「第２次まち・ひと・しごと創生総合戦略」の折り返しとなります。これまでの実績を振り返り、本町を取り巻く社会情勢を的確に捉える中で、様々な課題の解決に向けた施策を展開してまいります。

令和６年 10 月には、本町が合併して 20 年の節目を迎えます。この 10 年先、20 年先、その先の将来に向けて、住んで良かったと思える世羅町を次世代につなげていくためにも、町民目線でのまちづくりに一層努めてまいります。

以下、令和５年度において取り組む施策につきまして、第２次長期総合計画に掲げました５つの基本目標に沿い、その具体の内容をご説明申し上げます。

第１に「健幸づくり」について申し述べます。

保健・医療の充実に係る施策のうち、健康増進対策につきましては、世羅町健康増進計画「健康せら 21（第２次）」及び「第３次世羅町食育推進計画」に基づき、関係機関と連携・協力のもと、将来を担う若者を対象とした生活習慣病予防や食育の実施、中高年齢層を対象とした疾病予防や運動講座など、積極的に学校や地域へ出向くことにより、健康づくりの推進を図ってまいります。

疾病予防対策につきましては、疾病の早期発見を図るため、各種健診のきめ細やかな受診勧奨と周知に努め、検診受診率の向上を図ってまいります。また、感染症対策の取組みとして、新型コロナウイルス感染症に関する国の動向を充分に注視しながら、国、県と連携し、対応してまいります。

医療対策につきましては、世羅郡医師会との連携のもと、公立世羅中央病院を核とした地域医療体制を堅持するため、医師確保や施設整備などへの支援を継続してまいります。

少子高齢化への対応に係る施策のうち高齢者保健福祉につきましては、地域包括支援センターを中心に医療・介護・福祉の地域関係団体等の連携による地域包括ケアシステムの深化・推進に取組んでまいります。高齢者等が住み慣れた地域社会の中で引き続き安心して生活できるよう、介護サービスや生活支援サービスの提供体制を整備し、介護予防教室の開催や住民同士が支えあい、地域ぐるみで行う健康づくり等を支援してまいります。また「世羅町高齢者福祉計画・第９期介護保険事業計画」の策定に取組み、今後の介護保険事業の適正な運営に努めてまいります。

子どもや子育て支援に関する取組みにつきましては、「世羅町第２期子ども・子育て支援事業計画」に基づいた支援施策を効果的に展開してまいります。また、「世羅町第３期子ども・子育て支援事業計画」策定に向けて、ニーズ調査を行い、「子ども・子育て支援法」に基づく施策が円滑に進められるように努めてまいります。

保育所運営につきましては、家庭との緊密な連携のもと、子どもの最善の利益を考慮しつつ健全な心身の発達を図り、安心して過ごせる生活の場の提供を行うとともに、保護者のニーズに対応するため、私立幼保連携型認定こども園等との連携により、就学前教育・保育の充実に努めてまいります。また、保育の質の維持と保育施設の適切な運営を図るため、将来の保育所のあり方について引き続き検討を進めてまいります。

在宅子育て支援及び母子保健事業につきましては、子育て世代包括支援センター「だっこ」を中心に、妊娠期から子育て期までの切れ目ない総合的な相談支援体制を継続し、家庭状況や児童の発達・特性に応じて適切な地域子育て相談機関へつなぐことにより、すべての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育

てができる環境整備に努めてまいります。また、子育て情報の配信、子育て支援サービスの実施、健診・訪問や予防接種による母子の健康の保持増進、感染症予防に取組んでまいります。

児童虐待防止や子どもの貧困対策など、子どもの人権を守る取組みにつきましては、子ども家庭総合支援拠点において実情の把握及び相談、関係機関との連携を通して、支援の一体性、連続性を確保することにより、児童虐待の未然防止、児童虐待防止の啓発活動、貧困家庭への自立支援を図ってまいります。

放課後児童健全育成事業につきましては、引き続き小学６年生までの児童が安全・安心に生活できる居場所の確保及び支援の質の向上に努めてまいります。

そのほか、18 歳までの児童医療費の助成をはじめ、子育て世帯の経済的負担を軽減するための施策を引き続き実施し、子育て世代や次代を担う若者にとって、魅力的な子育て環境となるよう取組んでまいります。

障害者福祉につきましては、令和５年度に「世羅町第３次障害者基本計画及び第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画」を策定し、緊急時に支援を行う地域生活支援拠点の推進や、障害の有無に関わらず、住み慣れた地域において、日常生活や社会生活を送ることができるように支援してまいります。

第２に「ものづくり」について申し述べます。

産業の振興に係る施策につきましては、本町の基幹産業であります農業の振興において、県等の関係機関と連携し、集落法人や認定農業者の確保・育成を図るとともに、経営所得安定対策による飼料用米、ＷＣＳ用稲等戦略作物を振興する一方、アスパラガスやぶどう等振興作物の産地力強化や６次産業化戦略に基づく取組支援、世羅ブランド事業の推進による新たな販路開拓など、より付加価値の高い農業の振興を図ってまいります。また、農業基盤強化法の改正を受け、「地域計画」の策定を進め、農地中間管理事業を有効活用することで、農地の集約化や地域の農業の担い手の確保を図ります。さらに、高齢化や担い手不足に対応するため、スマート農業機械等の導入支援を引き続き行うとともに、町内の若者はもとより全国から農業をめざす次世代の担い手を確保

し、持続可能なまちづくりをめざすことを目的とした諸事業を推進してまいります。

中山間地域等直接支払制度、多面的機能支払交付金、環境保全型農業直接支払制度を引き続き有効活用し、農地の保全による多面的機能の維持と農業生産活動・集落活動が継続して行われるよう支援するとともに、環境を重視した農業生産への取組を推進してまいります。

農業生産基盤の整備につきましては、県営事業によるほ場の基盤整備並びに県や町等の補助事業による農業用施設の整備補修を実施し、農業生産環境の整備を図ってまいります。

鳥獣被害対策につきましては、集落での効果的な鳥獣被害防止対策の研修の場や、侵入防止柵の設置・環境整備等による被害防止の取組を支援するとともに、鳥獣被害対策実施隊によるパトロール並びに有害鳥獣解体処理場の活用促進により捕獲活動を推進してまいります。

畜産振興対策につきましては、家畜診療をはじめとした畜産衛生を担う東部家畜診療所運営協議会や、畜産収益力強化体制への支援とともに、飼料用米、ＷＣＳ用稲の生産供給と良質な堆肥の交換などの耕畜連携を促進してまいります。

林業の振興につきましては、ひろしまの森づくり県民税や補助事業を活用した森林整備事業として里山林整備事業や特認事業などの「ひろしまの森づくり事業」及び「松くい虫防除事業」を実施し、豊かな森林資源の活用と森林を守り育てる取組を行ってまいります。また、森林環境譲与税を財源とする森林経営管理事業を活用し、除伐や下刈、枝打ち等の施業を行い、森林資源の適切な管理が進むよう取組んでまいります。

商工業の振興につきましては、継続して企業の立地や設備投資に係る支援を行ってまいります。また、運転資金や設備資金融資金としての中小企業融資及びマル経融資も含めた利子補給をはじめ、後継者の育成等に資する人材育成事業や持続的な経営基盤確立に向けた小規模企業支援事業等の各種経営支援事業、創業支援につきましても、世羅町商工会・関係機関と連携し取り組んでまいります。さらに、基盤を整えたお試しオフィスの活用を図り、サテライトオフィス誘致につきましても、積極的に推進してまいります。

長期化するコロナ禍、エネルギーや原材料の急激な高騰、続く円安という複合的な影響により厳しさを増す経営環境を和らげるため、既存事業を含め総合的・多面的に支援を組み立ててまいります。

観光の振興につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う移動制限の撤廃や水際対策の緩和により旅行需要が回復基調にある中、観光客の呼び戻しや新規客の創出に向け、一般社団法人世羅町観光協会を中心に花・果樹観光、飲食、宿泊等の観光関連事業者が結束し横連携により取り組んでいけるよう、旗振役として町もサポートしてまいります。また、外資系ホテル開業を好機とし新たな動向を見据えた体験メニューづくり等おもてなしの向上と旅行商品の開発、プロモーション、セールス活動に努めます。民営化した広島空港においてようやく台湾便が再就航となり、訪日外国人旅行者への対応も本格化していきます。県、県観光連盟や近隣市町等と連携し誘客促進と受入態勢を構築してまいります。また、様々な活動が芽生えた今高野山開基 1200 年記念事業の熱を追い風に民間活力の広がりと進展をしっかりと支援してまいります。拠点施設である道の駅世羅をはじめ、町有観光施設の魅力や機能の充実を図るとともに、インターネットを含めたあらゆる媒体を活用し、一層の情報発信に努めてまいります。

第３に「人づくり」について申し述べます。

生涯学習社会の形成に係る施策につきまして、教育の面では、自立・挑戦・創造をスローガンに、「豊かな心を持ち、たくましく未来を拓く」を基本理念として、品格と潤いのある教育を推進するため、総合教育会議の開催等を通じ、教育行政の充実や教育の条件整備などにつきまして、首長と教育委員会が緊密に連携し、協議・調整することにより、教育施策の方向性を共有し、執行してまいります。

学校教育におきましては、次の５点を重点として施策を推進してまいります。

１点目は、児童・生徒の学ぶ意欲を育て、確かな学力を育んでまいります。生きる力を育む「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、ＩＣＴを効果的

に活用した授業改善を進めてまいります。特別支援教育につきましては、個の実態に応じた指導・支援の充実を図ってまいります。幼保小連携、小中高連携につきましては、保育・幼児教育と学校教育の内容連携、小中の連携、また町内唯一の県立学校であります世羅高等学校とも連携を図り、教育内容の一貫性や充実を図ってまいります。地域と学校の連携・協働につきましては、「社会に開かれた教育課程の充実」を基底におき、地域と学校が一体となって子供たちの育成を図るコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を全校区で推進してまいります。教育環境の整備につきましては、老朽化した施設・設備の改修を行い、安全・安心な環境整備に努めてまいります。

２点目は、夢や志を育む教育活動を進め、豊かな心を育ててまいります。道徳教育の充実に向け、要となる道徳科の授業改善を進めるとともに、生徒指導の一層の充実を図ってまいります。また、豊かな心を育てるため、読書活動や体験活動を推進してまいります。特色ある学校文化の創造・継承につきましては、「輝くせらの学校文化発表会」を実施してまいります。

３点目は、健康づくりや体力つくりを進め、たくましく健やかな体を育てます。近年の大規模な自然災害の発生に鑑み、防災教育、安全教育を進めてまいります。体力・運動能力向上の取組を推進するとともに保護者と連携して望ましい基本的生活習慣の育成、食育指導を行ってまいります。また、学校給食センター整備のため基本計画に基づき、施設整備を進めてまいります。

４点目は、郷土への誇りと国際感覚を持った人材を育ててまいります。創意工夫のある、ふるさと学習を充実するとともに、本物体験学習や職場体験学習等様々な体験学習を通して、郷土愛を育むとともにキャリア教育の充実に努めてまいります。また、国際理解教育の推進につきましては、小中学生の英語力向上支援を行うとともに、中学生の海外研修を実施してまいります。

５点目は、教職員の力を最大限に発揮できる環境を整備いたします。教職員が子供と向き合う時間を確保するための取組や職場環境の充実を図ってまいります。

社会教育におきましては、次の４点を重点として施策を推進してまいります。

1点目は、豊かな知性を育む社会教育活動を推進してまいります。変化する

社会状況に対応した講座等の実施を可能とするための施設整備を進めるとともに、町民の主体的な活動につながるよう世羅まなびと大学等の学習事業を進めてまいります。また、世羅町子供の読書活動推進計画に基づき、学校や家庭と連携し、幼少期から本に親しみ読書習慣を形成する取組を進めてまいります。併せて、あちこち図書館の拡充や図書館機能の充実に取り組む等、「くらしの中に本がある」環境づくりに努めてまいります。

２点目は、文化・芸術の振興と文化財の保護・活用を図ってまいります。県美展世羅巡回展や文化公演などを開催し、優れた文化・芸術に親しむ機会を提供するとともに、町民ギャラリーやホールを活用した町民の主体的な文化活動を支援してまいります。また、通常公開されていない貴重な文化財資料を借り受け、それに合わせた学習機会の提供や、未指定文化財の調査研究を進め、大田庄歴史館などを活用してその成果を公開・発表することにより文化財保護意識の醸成に努めてまいります。

３点目は、スポーツと体力つくりを推進してまいります。さわやかスポーツ教室の開催や障害者スポーツの普及に取り組むなど、町民のスポーツ参加を促進してまいります。また、世羅町スポーツ協会などのスポーツ関係団体の活動や指導者の育成を支援するとともに、生涯スポーツの普及や駅伝をはじめとする競技スポーツの発展に取り組んでまいります。

４点目は、家庭・地域の教育力の向上に努めてまいります。ＰＴＡ・保育所等保護者会の研修会を支援するとともに、学校・家庭・地域が連携協働して、子供の教育活動や体験活動を支援する仕組みづくりの推進に努めます。また、放課後子供教室の拡充に引き続き取り組みながら、地域住民参画による運営を支援することにより、地域の教育力の向上を図ってまいります。

地域生涯学習の推進につきましては、自治センターを拠点に各地区住民や団体等の主体的な学習活動を支援し、地域づくりの人材育成に取り組んでまいります。

共に生きる地域社会の確立に係る施策につきましては、すべての人の人権が真に尊重される社会の実現をめざし、「世羅町人権教育・人権啓発推進指針」に基づき、各関係機関・団体と連携した広報紙活用による人権啓発、人権相談所の開設や人権研修会の開催などに取り組み、人権教育・人権啓発の推進を図

ってまいります。また、令和６年度までの５年間を計画期間とする第３次世羅町男女共同参画行動計画「はんぶんこプラン」に基づき、「個」を尊重しお互いを認め合う意識づくりや政策・方針決定過程における女性参画の促進等に取り組んでまいります。

第４に「安全安心づくり」について申し述べます。

地域を支える基盤の整備に係る施策につきましては、町内全域において完成いたしました、高速大容量通信の基盤となる光ファイバ網を活用し、デジタル技術を用いた地域課題の解決や地域活性化の実現のための諸施策を実施してまいります。また、「ＬＩＮＥ」を通じた情報発信や、高齢者等を対象としたスマートフォン教室の開催、そしてマイナンバーカードの普及促進などを継続して推進してまいります。さらに、自主放送番組制作業務の受託者である三原テレビ放送株式会社との連携により、自主放送番組の質の向上を図ってまいります。

本町の道路網は国道、県道及び町道が基幹道路として、また町民の日常生活に欠かせない生活道として機能しており、これらの道路について継続的な整備を行ってまいります。

広島中央フライトロードの整備促進につきましては、広島県及び島根県 16 市町で構成する整備推進協議会により、国及び県などの関係機関に強く働きかけてまいります。また、国県道の改良につきましては、早期完成に向けて関係市町との連携を維持し、国及び県などの関係機関に一層の整備促進を働きかけてまいります。町道改良につきましては、事業継続路線の早期完成をめざすとともに、新たに１路線の工事、３路線の設計業務に着手することにより、安全で快適な地域生活道路の早期整備・充実を図ってまいります。

町道の維持管理につきましては、橋梁やトンネルの長寿命化を図るなど、道路利用者の安全性の確保に努めてまいります。また、地域ぐるみで草刈り作業を実施していただいている団体等が持続的に活動できるよう支援を強化してまいります。

地籍調査事業の一筆地調査につきましては、早期完了に向けて事業の推進を

図ってまいります。

生活基盤整備に係る施策に関し、上水道事業につきましては令和５年４月から事業開始する広島県水道広域連合企業団世羅事務所により、水道施設の適正な維持管理と配水管等の整備を進めてまいります。これまで同様、将来にわたり安全・安心・良質な水を適切な料金で安定供給するため、広島県水道広域連合企業団と連携し、水道事業推進に努めてまいります。

下水道事業につきましては、下水道施設の適正な維持管理を行うとともに、計画区域内の管路埋設工事を実施し、生活環境整備の促進に努めてまいります。併せて供用を開始した地区におきましては、公共下水道への加入促進に努めてまいります。

安心、安定した飲用水を確保するため、ボーリング等の工事に対する一部補助を継続して行ってまいります。

火葬場につきましては、火葬業務を適正に行うとともに、中長期的な視点に立った施設の維持管理に努めてまいります。

移住定住促進施策といたしまして、空き家の利活用の視点からも、引き続き、空き家バンク制度を中心とした移住定住促進を図るため、包括的かつ丁寧な相談対応に努めてまいります。併せて、本町の魅力を広く発信できる関係人口の創出・拡大の取組を推進してまいります。

生活の安全の確保に係る施策につきましては、円滑な避難情報の発信と適切な避難を促すため、ハザードマップの更新により防災知識の普及啓発や、自主防災組織の活動支援など防災意識の高揚を図り、早めの避難で命を守る行動につなげます。また、安定した消防活動のため、女性を含めた新規団員の加入につながる広報活動に努めるとともに、消防署、消防団、町との連携を一層深め、減災体制の強化に努めてまいります。交通安全・防犯の対策においては、引き続き、交通安全協会、防犯組合連合会、警察署等と連携するとともに、近年、特に悪質で巧妙化する特殊詐欺等から高齢者を守るため、防犯機能付き電話機等の購入に係る補助制度を新設してまいります。

消費者行政につきましては、被害に遭わないための情報発信と効果的な啓発活動に努めてまいります。また、町民の安全と安心を確保するための相談業務を継続して行ってまいります。

循環型社会の形成に係る施策につきましては、「世羅町一般廃棄物処理基本計画」に基づき、可燃ごみ、不燃系ごみ、し尿及び浄化槽汚泥を適正に処理するとともに、本計画の見直しを行ってまいります。また、粗大ごみの拠点収集など、ごみ出し環境の維持を図るとともに、ごみの減量化・資源化を推進するため町民の意識啓発に努めてまいります。

さらに、公共用水域の水質保全を図るため、合併処理浄化槽の設置及び維持管理への支援を継続してまいります。

総合的な環境の保全に係る施策につきましては、「第３次脱温暖化せらのまちづくりプラン」に基づき、効果的な意識啓発や情報発信等に努めるとともに、「第４次脱温暖化せらのまちづくりプラン」及び「世羅町地球温暖化対策実行計画」を策定してまいります。また、再生可能エネルギー設備設置費補助金を拡充実施し、環境にやさしいまちづくりを推進してまいります。さらに、公害防止対策につきましては、悪臭防止法に基づく改善勧告に係る改善計画の着実な履行を事業者へ求めるとともに、更なる改善対策の実施につなげるべく的確な指導に努めてまいります。併せて、「世羅町バイオマス産業都市構想」による地域のバイオマス資源の活用に取り組んでまいります。

町民の居住環境の質の向上を図るとともに、三世代家族の形成による家族の絆の再生等を目的とした住宅リフォームに対する補助を継続してまいります。

公共交通につきましては、利用者の利便性向上を図るため、せらまちタクシー直行便及びまちなか循環タクシーくるりん号について、見直しによる運行を行うなど、引き続き「世羅町地域公共交通網形成計画」に基づき、着実な事業の推進を図ってまいります。

第５に「地域づくり」について申し述べます。

協働のまちづくりの推進につきましては、近年、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けてまいりましたが、住民参画のまちづくり活動をコロナ前に戻せるよう、町といたしましても地域としっかり連携を図りながら支援してまいります。また、地域課題の解決や地域資源の活用など、地域おこし協力隊と力を合わせ、地域とともに取り組んでまいります。

ふるさと納税を活用した取組として令和４年度に創設した元気な地域づくり応援事業は、令和５年度が成立したプロジェクトの実施年度となります。申請団体と連携を図り、地域活性化、魅力あるまちづくりをめざし、支援してまいります。また、令和６年度に向けて、プロジェクトの募集やふるさと納税の募集にも取り組んでまいります。

地域活動の拠点施設である自治センターにつきましては、13 地区の住民自治組織による指定管理が適切に行えるよう助言及び支援するとともに、建物の老朽化や土砂災害警戒区域に位置することが課題となっている山福田自治センターについては、整備に向け取り組んでまいります。

以上、第２次長期総合計画に掲げました５つの基本目標に沿って、令和５年度の施策の概要を申し述べさせていただきました。

これらの施策を計上いたしました令和５年度当初予算案は、一般会計が 119 億 1,500 万円、特別会計が５会計で 49 億 878 万円、企業会計が１会計で５億 1,396 万円でございます。

令和５年度も厳しい状況の中での予算編成となりましたが、限られた経営資源を効率的に活用し、最大限の効果を発揮できるよう最善を尽くしてまいります。

議員各位におかれましては、提出いたしました議案につきまして慎重審議をいただきまして、ご議決いただきますようお願い申し上げます。

令和５年３月２日

世羅町長　　奥　田　正　和

予算概要については財政課長から説明させ、提案説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○財政課長（矢崎克生）　議長。

○議長（米重典子）　財政課長。

○財政課長（矢崎克生）　それでは別冊の令和５年度予算の概要をご覧ください。

令 和 ５ 年 度 予 算 の 概 要

１　一般会計の概要

令和５年度当初予算案総額は、11,915,000 千円でございます。

令和４年度当初予算額と比較して 293,000 千円、2.5％の増加となりました。

予算編成にあたりましては、経費削減や事業費平準化等による予算規模の抑制に努めておりますが、人件費や学校給食センター整備事業等による普通建設事業費の増加が予算規模を押し上げる要因となりました。

（１）歳入

町税は、1,946,343 千円を計上いたしました。その内訳は、町民税 651,718 千円、固定資産税 1,124,921 千円、軽自動車税 80,992 千円、町たばこ税 88,452 千円、入湯税 260 千円でございます。

国税として徴収され、地方公共団体に譲与される地方譲与税は、202,279 千円を計上いたしました。

県税として徴収され、市町に配分される県税交付金は、利子割交付金 730 千円、配当割交付金 10,787 千円、株式等譲渡所得割交付金 6,458 千円、法人事業税交付金 38,061 千円、地方消費税交付金 382,396 千円、ゴルフ場利用税交付金 6,507 千円、環境性能割交付金 26,873 千円を計上いたしました。

国の政策によって生じる地方公共団体の一般財源不足を補てんするため、国が特例的に交付する地方特例交付金は 7,960 千円を計上いたしました。

地方交付税は、4,650,000 千円を計上いたしました。令和４年度当初予算額と比較して 50,000 千円、1.1％の増加を見込んでおります。その内訳は、普通交付税 4,400,000 千円、特別交付税 250,000 千円でございます。

道路交通法に定める反則金を財源として、道路交通安全施設の設置・管理経費

に充てるため、国が地方公共団体に交付する交通安全対策特別交付金は、2,769 千円を計上いたしました。

国庫支出金は 879,668 千円、県支出金は 1,096,017 千円を計上いたしました。

町債は、合併特例事業 609,800 千円をはじめとして、９件総額 1,486,300 千円を計上いたしました。なお、臨時財政対策債は 45,000 千円を計上しております。

その他の収入は、分担金及び負担金 98,955 千円、使用料及び手数料 121,135 千円、財産収入 61,352 千円、寄附金 70,001 千円、繰入金 560,220 千円、繰越金 100,000 千円、諸収入 160,189 千円を計上いたしました。

（２）歳出

１款　議会費

89,998 千円を計上いたしました。議会運営に係る費用でございます。

２款　総務費

1,643,512 千円を計上いたしました。主な事業内容は、本庁舎・支所等の維持管理、広報せら作成、交通対策、ＩＴ管理、自治振興、自治センターの維持管理、移住・定住促進、県議会議員選挙等でございます。

３款　民生費

2,384,190 千円を計上いたしました。主な事業内容は、世羅町社会福祉協議会補助金、せらたすき一券、世羅町シルバー人材センター運営補助金、自立支援給付費・障害児給付費・児童手当・生活保護費等の扶助、町立保育所の運営、私立認定こども園施設型給付費、放課後児童クラブをはじめとした在宅子育て支援等でございます。

４款　衛生費

2,057,435 千円を計上いたしました。主な事業内容は、感染症予防対策、各種健診、浄化槽設置及び維持管理に係る補助金、ごみ収集・運搬・処理、子育て世代包括支援、公害対策、世羅中央病院企業団負担金、福祉医療費等の扶助、火葬業務等でございます。

５款　労働費

10,000 千円を計上いたしました。

６款　農林水産業費

1,063,619 千円を計上いたしました。主な事業内容は、農業委員会運営、農林業振興対策事業補助金・中山間地域等直接支払交付金をはじめとした各種補助金、有害鳥獣被害対策、県営事業負担金、地籍調査、農業公園管理、林業振興、小規模崩壊地復旧等でございます。

７款　商工費

277,258 千円を計上いたしました。主な事業内容は、商工業の活力向上支援、世羅町商工会補助金、サテライトオフィス誘致、観光施設の維持管理、観光振興、世羅町観光協会補助金等でございます。

８款　土木費

1,067,124 千円を計上いたしました。主な事業内容は、国県道改良工事負担金、県道・町道・河川の維持管理、町道改良工事、町営住宅の維持管理、住宅リフォーム補助金、老朽住宅除却補助金等でございます。

９款　消防費

500,026 千円を計上いたしました。主な事業内容は、世羅町消防団の運営、防災行政無線の維持管理、三原市への消防事務委託、ハザードマップ作成等でございます。

10款　教育費

1,412,818千円を計上いたしました。主な事業内容は、町立小中学校の維持管理、児童及び生徒の教育振興、生涯学習及び文化活動の推進、図書館の運営、スポーツと体力つくりの推進、学校給食センター整備等でございます。

11款　災害復旧費

8千円を計上いたしました。

12款　公債費

1,379,011千円を計上いたしました。公債費は、これまでに借り入れた長期借入金に係る償還元金及び利子でございます。

13款　諸支出金

1千円を計上いたしました。

14款　予備費

30,000千円を計上いたしました。

２　特別会計の概要

各特別会計の令和５年度当初予算案総額は、次のとおりでございます。

（１）国民健康保険事業特別会計

予算案総額は、1,699,051千円でございます。主な事業内容は、保険給付、広島県への納付金、人間ドック等の疾病予防事業等でございます。

（２）後期高齢者医療制度特別会計

予算案総額は、584,850千円でございます。主な事業内容は、広島県後期高齢者医療広域連合への納付金でございます。

（３）介護保険事業特別会計
予算案総額は、2,549,036 千円でございます。主な事業内容は、要介護認定、保険給付、介護予防事業等でございます。

（４）介護サービス事業特別会計
予算案総額は、8,314 千円でございます。主な事業内容は、介護予防ケアプランの作成等でございます。

（５）農業集落排水事業特別会計
予算案総額は、67,526 千円でございます。主な事業内容は、農業集落排水処理施設の維持管理等でございます。

３　公営企業会計
公営企業会計の令和５年度当初予算案総額は、次のとおりでございます。
なお、上水道事業につきましては、令和５年度から広島県水道広域連合企業団へ引き継がれ、世羅町上水道事業会計としては令和４年度をもって廃止となります。

（１）公共下水道事業会計
予算案総額は、513,962 千円でございます。主な事業内容は、下水道施設の維持管理及び管路埋設工事等でございます。

　以上、令和５年度当初予算案につきまして、その概要を申し上げました。
○議長（米重典子）　これをもって、令和５年度 施政方針と予算の概要について　の説明を終わります。
　ここで休憩といたします。

休　　憩　１４時３１分
再　　開　１４時４５分

〇議長（米重典子）　休憩を閉じて会議を再開いたします。

日程第15　議案第11号　辺地に係る総合整備計画の変更について　を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

〇企画課長（升行真路）　議長。

〇議長（米重典子）　企画課長。

〇企画課長（升行真路）　議案13ページをお開きください。

議案第11号

辺地に係る総合整備計画の変更について

辺地に係る総合整備計画を変更したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第３条第１項の規定により、町議会の議決を求める。

令和５年３月２日　提出

世羅町長　奥　田　正　和

提案理由の説明でございます。

辺地対策事業債を活用したまちづくりの推進を図るため、山福田辺地に係る総合整備計画を変更することについて町議会の議決を求めるものでございます。

(詳細説明)

〇議長（米重典子）　これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〇６番（田原賢司）　（挙手）

〇議長（米重典子）　６番　田原賢司議員。

〇６番（田原賢司）　辺地計画のほう、現状で言うと５年間で令和４年度まで。変更して令和５年になると、６年間ということなんですが。あまりにも事業費の増額幅が大きいのではないかと。本来で言えば昨年、見切り発車でもしとけばまだ負担は少なくてできとったんではないかといったところがあると思います。この金額なんですが。かかるのでしょうがないねというような感じて

受けてしまうんですよね。面積が大きいとか、シャワールームがあるとか、部屋数が多いとか、そういったところは置いておいてでもですね。一定規模、ものを造るのにですね、ある程度の予算の杓子というか、基準ですよね、そういったところが本来あるべきではないかと思います。と言いますのも、昔、山村振興事業なんかで集会所整備していた時で言うと、５、60 世帯で 1500 万から 2000 万位の１地区あたりそういった事業費が出ておりました。それは私が役場入った頃の話しなので、物価も今と比べれば安いかなと思います。仮に倍になったとして１集会所整備するのに 3000 万。５、60 世帯で言うとですね、300 少々のところで言えば５倍かなといったところで言うと、私個人で言うと１億 5000 万くらいの事業費というのがひとつの私の中の尺度でございまして、ただその分で言うともう遥かにこの予算規模、もう超えとるなといったところが見受けられます。特に今、物価高で物が異常なほど高騰しております。ここで敢えて、もうそれでもやらないけんと、どうしてもやらないけんという理由が私自身ちょっと、もう少し待てばいいのではないかとも思うし、かなりそこまで、そりゃ、８割が返ってくるよと。キックバックあるよといったにしてもですね、なかなかむずかしい思いがいたします。もっと昨年の段階でもウッドショックとかあってですね、物が上がる状況というのは見受けられとったと思います。特に今回ですと、燃料高騰や戦争の影響が多大にあるとは思うんですが、ことこういったときに言うと、物事を始めるのには、待ての姿勢ではないかと思います。年数が延ばすというところはですね、私も賛同はできるわけですが、ちょっと事業費のところにつきましては賛同しかねるなといったところがございます。

〇企画課長（升行真路）　議長。

〇議長（米重典子）　企画課長。

〇企画課長（升行真路）　６番　田原賢司議員のご質問にお答えをいたします。議員ご指摘いただきますように令和４年度の当初の時に、私も引き継ぎを受けたのですが、なかなかこの物価高騰の中で、議員ご指摘いただきましたように、今は待ってもいいんじゃないか、また事業規模等のご質問もいただきましたが、ただそれではいつまで待てばいいのか、いつになったら金額が下がるのかというのが、全く見えてきておりません。議員ご指摘いただきますように

確かに今回の値上がり部分については、約 2000 万から 3000 万程度は上がっているものとなっておりますが、じゃあそれでは、計画当初から既に５年も経過をしておるわけでございまして、地域におかれてもですね、少しずつ不安になられたり、当初はこの自治センターが建設をされるということで頑張っておられた方が、もうできないんじゃないかと、そういったようなあきらめモードになられる。こういったことが地域のですね、衰退を招いていくということで、今回議員おっしゃられることはよくよくわかるんですが提案をさせていただいているものでございます。

○議長（米重典子）　ほかに質疑はありませんか。

○１番（髙橋公時）　議長。

○議長（米重典子）　１番　髙橋公時議員。

○１番（髙橋公時）　私のほうから１点、先ほど課長の説明でありました辺地対策事業債、これに関することについてお尋ねいたします。１億円を借りた場合の例として 8000 万円がその事業主体として返ってくると。地方交付税の算定の要因になってくるというご説明を受けたところでございます。たとえば今回２億円ということなので、８割ということでしたら１億 6000 万これが地方交付税の算定になってくる。今回地方交付税、令和５年度で言いましたら 46 億 5000 万。単純にいきましたら１億 6000 万返ってくることになれば 48 億 1000 万。こういう計算に、これ翌年度かもしれませんけどなるのか。ひとつね、説明されるときに、そのまま純然たる１億 6000 万でなくて、今 46 億 5000 万のうち、いくらかが地方交付税算定の中から置き換わることがあるんじゃないかと。ですから純然たる１億 6000 万が世羅町に対して返って来る。置き換わるということはないんですか。きれいに返って来るのか。その点、きちっと説明してください。住民の方もその点がおわかりになっていらっしゃらないので、町は全部返ってくる、全部返ってくるというような説明をしたらこんがらがると思いますので、この辺地対策事業債の内容、それについて再度お伺いいたします。

○財政課長（矢崎克生）　議長。

○議長（米重典子）　財政課長。

○財政課長（矢崎克生）　お答えいたします。議員ご質問の件についてでござ

いますが、事業費今回２億円と、簡単な数字に置き換えますと、２億円すべて辺地債で事業費を賄ったと仮定しますと、交付税措置が１億 6000 万円、80％ございます。その内、この１億 6000 万が、では５年度に事業したとして、じゃあ、いつ返ってくるのかということになります。辺地債は借金でございますので、償還年数に応じて毎年元金及び利子を払っていくことになります。

据え置き期間等もございますが、それを入れるとちょっとむずかしくなるので、辺地債、一応最長 10 年で返すことになってますので、元利金等すべて１年目から元金返していくとすれば、1 年 2000 万円プラス利子がつくことになります。

辺地債につきましては、たとえば事業が終った翌年度に１億 6000 万の交付税措置部分が返ってくるのかということになりますが、これはそういうことではなく、毎年の元利の償還、これに対して８割交付税措置を付けますよということになりますので、2000 万プラスアルファ、一応利子は考えないとすると、2000 万の８掛け、1600 万円部分が交付税の基準財政需要額に算入されるということになります。これが要は 10 年間続くということになります。但し、交付税の算定につきましては基準財政需要額だけでなく基準財政収入額、町税、それから県税の交付金、地方譲与税等の部分でございますが、そういった収入も算定上はみることになります。町で言いますと、おおよそ交付税の算定をする場合に需要額が 65 億円程度、収入額が 20 億円程度となりますので、その差額部分の 45 ですね、45 億円程度毎年普通交付税として交付を受けているところでございます。ということは８割交付税措置があるといってもそれはあくまで基準財政需要額の算入する部分ということにはなります。その大体毎年７掛けくらいが交付税として町に入ってきますので、今の 2000 万円、１年に返すとすると、交付税措置、基準財政需要額に算入されるのが 80％の 1600 万。そこからその 70％、およそ 1120 万程度が実際に普通交付税として町へ入ってくる額というふうになります。これは他の起債においてもすべて同じ考え方になっております。起債だけでなく、ほかの人口とか、道路の延長・面積、そういったものも基準財政需要額の算定の根拠になりますが、需要額だけで計算するというものではございませんので、必ず収入額を控除して、残った部分を普通交付税として交付を受けているというものでございます。

○１番（髙橋公時）　議長。

○議長（米重典子）　１番　髙橋公時議員。

○１番（髙橋公時）　大体理解できましたので、満額返ってくるわけではなくて、今、交付税にね、説明があったように、約50%くらいですかね、1000万ですから、10年間で計算したら１億円ちょっとですから、２億だったら１億くらいという計算になってくるのかなと思いますけれども、今回提案される特定財源、前回町のほうから提案があったときに有効な財源ということで1000万円、特定財源ついておりました。こういったのも国のほうから認められたらこれを基に造っていきたいという提案を前回いただいたんですけれども、今回それもないということ。同僚議員が申したように、今回新旧対照表が付いているのは、前回の１億6500万ですけれども、当初は課長が答弁したように１億2000万くらいからスタートしており、２段階で今、上がって、実質１億円以上上がっているということでございますけれども、それでも今回踏み切った要因というのをお尋ねいたします。

○企画課長（升行真路）　議長。

○議長（米重典子）　企画課長。

○企画課長（升行真路）　お答えいたします。ご質問いただきました件につきましては、まず安全安心を担保するというところ、これが一番でございます。それと併せまして、令和３年度に解体をいたしました小学校跡地、これの問題もございますので、令和５年度中には早急に建てていきたいということでございます。やはり現在の老朽化した建物がもう40年超えてまいりまして、併せて先ほど申し上げました土砂災害警戒区域に位置をしているというところ。こういったところも踏まえまして、早急な建設が必要であると考えておりまして、令和５年度において実施をしていきたいという考えで提案をさせていただいているものでございます。

○議長（米重典子）　ほかに質疑ありませんか。

(「なしの声」あり)

　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

　これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

【「討論あり」の声あり】

○議長（米重典子）　10番　久保正道議員。
まず本案に対する反対討論の発言を許します。
▼【久保議員：「反対がないから賛成です。」】
ちょっと待ってください。反対討論はありませんか。
(「なしの声」あり)
それでは次に賛成討論の発言を許します。
○10番（久保正道）　はい。
○議長（米重典子）　10番　久保正道議員。
○10番（久保正道）　山福田自治センターの整備に伴う辺地にかかる総合整備計画の変更について執行者の出されている原案に賛成する討論を行います。

山福田自治センターは平成27年1月30日付で出された山福田振興協議会からの施設の老朽化と会議室の不足、事務室の狭隘などの理由により、町長及び町議会に対し現在の場所及び付近に新築を要望され、議会において平成27年第1回定例会において常任委員会で調査され、本会議において議員全員の一致により要望は採択されてきたというふうに連絡を受けております。以来、町執行者において建設に向けさまざまに検討されてきましたが、平成30年に発生した西日本豪雨災害を契機に全国的に調査された危険地域、ハザードマップにより広島県が現在地は危険地域と示され、現在地の建設はできないと町から示され、旧山福田小学校であった学校資料館の土地に建設することを決定され、一昨年学校資料館は既に解体されております。議会においては提案された建設の財源として町から提案された辺地計画による辺地債の活用を現在まで議決してきた経過があります。

建設にあたり山福田振興協議会は、建設委員会を平成28年6月に立ち上げられ、建設する予定の施設規模、内容を最小限に抑える検討を町とともに議論を重ね、今回議会に示されている規模内容になっています。決して過大で贅沢な内容にはなっておりません。借入金の元利償還金の80%を国が補てんする過疎債、先ほど説明されましたが、有利な制度を使って建設するものであります。

町も議会も街中や周辺地域を均衡ある過疎からの脱却に向け、高齢者の生きがい生活の向上、若者が子育てしやすい環境を整え、人口減少対策に取組まな

ければなりません。当地域では近年、若い方が配偶者と子どもを連れて故郷に回帰される方が数例あり、また定年退職後に回帰された事例もあります。このような現象が更に増加し、町の活性化をするきっかけにもなりますし、どの地域においても人口減少は続いておりますが、児童生徒の減少する世羅町において何とか食い止める対策にもなると考えております。

合併前に旧世羅西町は平成15年に小学校は４校を１校に統合してきました。旧世羅町、旧甲山町は、平成16年10月３町合併後に小学校が統合され、残された統合後の小学校を自治センターとして整備されてきております。施設規模は大きく充実されておりますし、たいへんりっぱなものができております。建設費は資料館の解体費用、ロシアウクライナ侵攻、円安などの影響などにより、事業費が膨らんでおりましたが、最小に計画されたものであります。ハザードマップに危険地域に存在する自治センターは未整備の山福田自治センターと黒川自治センターのみとなっております。

皆さん、地域活性化、人口減少に歯止めをかける対策に取組もうではありませんか。私は議会が議決、決定してきた採択結果、現在までの建設に向けた財源計画、このようなものを経過を踏まえ、町の提案された原案に大いに賛成するものであります。以上討論を終わります。

○議長（米重典子）　ほかに討論はありませんか。

○５番（向谷伸二）　はい。

○議長（米重典子）　５番　向谷伸二議員。どちらでしょうか。

○５番（向谷伸二）　賛成です。

○議長（米重典子）　賛成討論を。

○５番（向谷伸二）　このたびの山福田自治センター整備計画の変更に対する賛成討論を行います。

今回、ロシアウクライナ戦争及び円安による急激な物価高が起き、資源が高騰したことにより、予算変更となりました。しかしながら今回のことは突発的な事案でもあり、住民に対しては何ら責任があるわけではありません。たまたまタイミングが悪かったなと。そういったことで、住民の思いを潰すことになっている。本当にいいのでしょうか。人口減少や過疎化を指摘する声もあります。確かにおっしゃるとおりです。令和２年度の数値で言いますと、約300人

弱です。これが40年後、今の統計で言えば４割まで減少する。100人ちょっとという推移が出ております。

しかしながら40年間、その中でたとえばそれをなるに平均にしたと計算してみたら150人くらい、加速すればですね、150人程度平均でなるかもしれません。しかしながら140人が住んでいるということです。しかも施設を整備すれば40年間その人達がその施設を利用できるわけです。山福田地区には公共性で言っても、病院もなければ、スーパーもない。まして集会所はすべてほぼほぼ危険区域に立地しております。逃げる所はありません。じゃあ、近くの施設に行けばいいじゃないか。５キロ離れた所へ行けばいいじゃないか。実際に大雨の土砂降りの中、行けません。実際には。そういった方々がもしこの施設を造っていただければ40年間、今の人口推計でいっての話しですが、40年間そこで安心して避難して活動もそこでできるわけですよ。

確かに高騰して高い。皆さん思われていると思います。ですが、議員は住民の方の問題や困り事をいかに行政に伝えるか、それが本来の仕事だと思っております。40年間地域の皆様が安心して暮らせるよう、是非、皆さんのお力添えをいただきたいと、このように思っております。150人が多いと思うのか、少ないと思うのか。それは人それぞれ判断は変わると思います。しかしながら世羅の中央部から見たら辺地で、人口はどんどん減って行く。ほれ、100人も切るぞ。少ないじゃないか。じゃあ、東京から見たらどうですか、世羅は。1000万人から見て１万5000人の世羅はどうですか。なくなってもいいだろう。たった１万5000人しかいないぞ。一緒ですよ。考え方としたら。100人が少ないですか。１人の命に１億だって、２億だってかけますよ。医療で。100人以上に２億が高いですか。私はそうは思いません。議員がきちっと住民のことを考えて動くべきだと、そのように感じて賛成討論といたします。

○議長（米重典子）　ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

起立少数　　であります。

したがって、議案第 11 号 辺地に係る総合整備計画の変更については　否決されました。

日程第 16　議案第 12 号　八田原グリーンパークの指定管理者の選定について　を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

〇商工観光課長（前川弘樹）　議長。

〇議長（米重典子）　商工観光課長。

〇商工観光課長（前川弘樹）

議案第 12 号

八田原グリーンパークの指定管理者の選定について

世羅町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年世羅町条例第 26 号）第３条の規定により、八田原グリーンパークの指定管理者の選定をすることについて、別紙のとおり提出する。

令和５年３月２日　提出

世羅町長　　奥　田　正　和

提案理由でございます。

八田原グリーンパークの指定管理者に有限会社ジャパンクリーンサービスを選定したいので、世羅町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第３条の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

次ページ、16 ページをお開きください。

１　指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地

八田原グリーンパーク

世羅町大字小谷 1003 番地１他

２　指定管理者となるべき団体の名称等

有限会社ジャパンクリーンサービス

代表取締役　渡部　彰

３　指定管理者を指定して管理を行わせる期間

令和５年４月１日から令和 15 年３月 31 日まで

○議長（米重典子）　これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○４番（矢山　武）　（挙手）

○議長（米重典子）　４番　矢山　武議員。

○４番（矢山　武）　新しく 10 年間にわたって指定管理を行うということであります、相当長期にわたって管理をされるということになると、それなりのこの間の運営と計画等についても、責任ある提案をされているんだろうというように思いますが、この指定管理者の考え方と言いますか、指定管理計画というか、そういうものはどのようになっておりますか。

○商工観光課長（前川弘樹）　議長。

○議長（米重典子）　商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹）　お答えします。このジャパンクリーンサービス様におかれましては、令和２年、３年、４年と３年間におきまして自社グループで取組みを進めていただいたところでございます。指定管理者になる前の令和元年度と比較しましても利用者数は 213％、令和２年度と３年を比較しますと 170％、ですから指定管理者になられて 360％強の集客にご努力をいただいているところでございます。

併せまして利用料金につきましても、指定管理前の者と比べますと 400 数 10％の増加があったところでございます。これはひとえにコロナ禍によりまして、３密にならない。世羅のいい地形、あるいはダムの風景、そういった意味で取組みをされたところでございます。

次の期につきましては、私どもとしますと、民間からの積極的な投資を引き出したいという考えのもと、10 年で募集をしましたので、新たなる取組み、これは今、頑張っていらっしゃる芦田湖オートキャンプ場以外の、低利用でありますサイクリングセンターであったり、緑地等管理中央センターあるいは郷土民俗資料館の利用も積極的な提案をいただいているところでございます。こうした提案を活かしていければ、私ども行政ではできにくい誘客でありますとか、利用促進が進んでまいりますので、更にこの施設の魅力が高まっていくと

考えているところでございます。
○議長（米重典子）　ほかに質疑はありませんか。
○７番（藤井照憲）　議長。
○議長（米重典子）　７番　藤井照憲議員。
○７番（藤井照憲）　前回の全員協議会のときにですね、さっぱり理解できない説明があって、この追加資料で今日いただいて、具体的に書いてありますこの活用策、こういったところをですね、もう一度しっかり説明していただきたいと、このように思います。確かに 10 年というスパンがですね、民間の活力というものを引き出す際の尺度として最近多くの自治体で 10 年という尺度が使われております。決して 10 年が悪いとは言いませんけれど、この 10 年間でその施設の有効活用がどの程度図られるかというところをきちっと説明していただかないと、この 10 年にしたということさえ理解できないと、このように考えております。改めて説明をお願いしたいと思います。
○議長（米重典子）　商工観光課長。
○商工観光課長（前川弘樹）　まず施設利用につきましては、これまで指定管理者制度、施設につきましてはどういうやり方がよろしいか、いろいろ検討を深めておったところでございますけれども、これまでのやりとりのなかで、議会の皆様から、たとえば 10 年、長期でやってみたらどうかというような後押しをいただきまして、この 10 年で提案を受けたところですね、非常に画期的な計画が出てきたということがございますので、改めてこの場を借りてお礼を申し上げたいというふうに考えておるところでございます。まずそのなかでこの管理者につきましてやはりひとつには、ダム湖全体をいかに周遊性、回遊性を高める意味で、自転車、これはこれからキーとなる事業であるというところでサイクリングをやっていきたいというところでございます。この事業は取組みをするなかで、それぞれ今あるオートキャンプ場の人員につきましては令和 5 年度で 10,800 人くらいを、令和 14 年度では 11,600 人、あるいは緑地センター、サイクリングセンターにつきましては令和 14 年度で 5,000 人強、郷土民俗資料館につきましては令和 14 年度 1,500 人強、そういう計画を出していただいているところでございます。それには具体的にはオートキャンプ場でいきますと、たとえばイベントでございますと、星を見るイベントであったりと

か、イルミネーション、それからデラックスサイトに新たにシンクを設置するなどの計画でありましたり、サイクリングセンターにつきましては自転車、あるいは緑地等管理中央センターにつきましては、やはりお子さん達に対してバーチャルな、要は仮想現実のような取組み、そういう遊びのスペースの提供、あるいは郷土民俗資料館でいきますと、10年のなかで飲食であったり、そういう宿泊、そういったことを積極的に取組んでいきたいというところで、年次計画を設定をされて、それに基づく計画を出していただたときに、この者の計画については妥当であるという判断が選定委員会で出されましたので、候補者として提案をさせていただいているところでございます。

○議長（米重典子）　ほかに質疑はありませんか。

○１番（髙橋公時）　議長。

○議長（米重典子）　１番　髙橋公時議員。

○１番（髙橋公時）　先ほど同僚議員のほうからもありましたように、やっと追加資料として議会にわかるように提案をいただいたところでございます。今日でございますね。課長、今申されたように、主な計画、議会のほうで10年にしたほうがいいというような今、発言をされましたけれども、それはケースバイケースですよ。何でもかんでも10年にすればいいというもんじゃないですよ。この事業者にいたりましても、前回、他の事業者がやっておって、その次、今、クリーンサービス様が新しく何年かやられたときにこのキャンプブームも相まって売上げが200%、トータルで400%というような数字が出ている。これもいつまで続くかわからないんですよ。３年、５年先がわからないような状態の中で10年、じゃあ10年、ここにいらっしゃる方で10年、次の指定管理誰がみる、どういうことで決めたんですかということも大きな問題になってくるんですよ。ですから簡単に10年、長くやったらそれだけの予定が組める。それは勿論そうですよ。そうじゃなくてここに新しく出されている提案も令和５年はこういうこと、令和６年はこういうこと、令和７年はこういうこと、今、ＶＲとかも言いましたようね。２、３年の計画は立ちますよ。後７年ですよ。何の計画も立てないですよ。こんなもん。普通常識考えても。なぜ10年にしたのか。この点、議会がそういうことを言うたから10年にしましたじゃないでしょ、それは。町のほうでしっかり計画を練って事業者にこういう提

案をしたんでしょ。それは無責任すぎますよ。いけないということを言よるんじゃなくて、どういう経緯で10年にされたのか、きちっとお話しください。議会に対してちゃんと説明してください。これ委員会で説明したんですか。産業建設常任委員会の。議会全体ではこういう経緯全く聞いてないですよ。

〇商工観光課長（前川弘樹）　議長。

〇議長（米重典子）　商工観光課長。

〇商工観光課長（前川弘樹）　お答えします。公の施設の取組みにつきましては、これまで一般質問であったり、委員会等のなかでご説明申し上げたところでございます。公の施設につきまして、行政的には微修繕とか、維持修繕、そういったことには取組めても、やはり大規模なリノベーション的なことはなかなかむずかしいところがございます。そういった意味で期間を長くしますと、民間からの投資がしやすい。それはこれまで金融機関であったり、国交省が提案しているサウンディングであったり、そういうなかからいろいろ考えていったところでございます。併せまして長いほうがいいんじゃないかというご提案もいただいたところはありますので、そういった中で検討を深めていったところでございます。やはり短期ですと、事業者の人も積極的な投資はむずかしいところでございますけれども、長期によりますと積極的な投資がやっていけるところでございます。たとえば行政的には誘客であったり、利用促進、そういった意味でのものがなかなかできにくいところはございます。たとえばアクティビティであったり、そういったものはできにくいところがございますが、民間様の力でそういう誘客を図っていただけばより集客が伸び、より収益が図っていけるものというふうに理解をしているものでございます。

〇議長（米重典子）　ほかに質疑はありませんか。

〇１番（髙橋公時）　はい。

〇議長（米重典子）　１番　髙橋公時議員。

〇１番（髙橋公時）　1年間の指定管理料、10年間にした場合にいくら予算を考えておるのか、お尋ねいたします。

〇商工観光課長（前川弘樹）　議長。

〇議長（米重典子）　商工観光課長。

〇商工観光課長（前川弘樹）　お答えします。八田原グリーンパークの管理委

託でございますけれども、単年度でいきますと309万6000円でございます。これの10年間分を、12月で債務負担の補正を挙げさせていただいたところでございます。令和２年、３年、４年の指定管理の公募をしたときにはですね、単年度で421万6000円でございまして、このたび新たに公募するということで再計算をしまして、そのなかで減額にはなってございます。

○議長（米重典子）　ほかに質疑はありませんか。

(「なしの声」あり)

　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

　これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

　討論なしと認めます。

　これをもって討論を終結いたします。

　これより採決いたします。

　本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

　起立多数　であります。

　したがって、議案第12号　八田原グリーンパークの指定管理者の選定については　原案のとおり可決されました。

　日程第17　議案第13号　せらにし青少年旅行村いこいの広場等の指定管理者の選定について　を議題といたします。

　提出者から提案理由の説明を求めます。

○商工観光課長（前川弘樹）　議長。

○議長（米重典子）　商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹）　議案集17ページをお開きください。

　議案第13号

　　せらにし青少年旅行村いこいの広場等の指定管理者の選定について

　世羅町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年世羅町条例第26号）第３条の規定により、せらにし青少年旅行村いこいの広

場等の指定管理者を選定することについて、別紙のとおり提出する。

令和５年３月２日　提出

世羅町長　　奥　田　正　和

提案理由でございます。

せらにし青少年旅行村いこいの広場等の指定管理者に有限会社ジャパンクリーンサービスを選定したいので、世羅町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第３条の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

１　指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地

せらにし青少年旅行村いこいの広場等

世羅町大字黒川字明神山

２　指定管理者となるべき団体の名称等

有限会社ジャパンクリーンサービス

代表取締役　渡部　彰

３　指定管理者を指定して管理を行わせる期間

令和５年４月１日から令和 15 年３月 31 日まで

○議長（米重典子）　これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○４番（矢山　武）　はい。

○議長（米重典子）　４番　矢山　武議員。

○４番（矢山　武）　これまでの指定管理者から新しい指定管理ということになるんかと思いますが、お尋ねしたいのは施設の整備をして一定期間が経過をして、全体をリニューアルはできないにしてもですね、これまでの旅行村のある程度のイメージを変えていく必要があるんじゃないかというように思うんですが。そういう点では指定管理の審査にあたって、応募者の中からジャパンクリーンサービスということですが、そうした点をきちんとやりながら指定管理者が責任持って運営をして町民だけではなくて、町外の人にも喜んでもらうという施設にならなくちゃならんというように思うわけですが、こうした点につ

いての考えはどのようにお持ちかお尋ねします。
○商工観光課長（前川弘樹）　議長。
○議長（米重典子）　商工観光課長。
○商工観光課長（前川弘樹）　お答えします。このせらにし青少年旅行村につきましては、公募したところ複数者、３者の提案があったところでございます。そのなかで計画について選定委員会のなかで審議をしていただいて、このジャパンクリーンサービスが候補者として挙げさせていただいたところでございます。やはり大きなところとしますとこれまで活用ができていなかったところについて積極的に頑張っていく、投資していくというところがございます。たとえばアスレチックがあったところは非常にこれまで旅行村では賑わいがあったところでございますが、そこは今、撤去しまして、何もないところでございますが、そこには家族が皆で遊べるようなバギーコースの整備であったりとか、たとえばスライダーコースにつきましてはマウンテンバイクのコースを整備する。ある意味この事業者様におかれましては、これまでのせらにし青少年旅行村のイメージを一新するという心構えで取組むというところでございました。そういった計画の斬新なところ、それと経営の安定性、それから取組まれている計画の中身を見るなかで、選定委員会のなかで高得点であったというところでございます。
○４番（矢山　武）　（挙手）
○議長（米重典子）　４番　矢山　武議員。
○４番（矢山　武）　そういうことは全協の中でも言われたと思うんです。私が言っとるのは、町としてもそれなりにきちっとした覚悟というか、いるんじゃないかということをお尋ねしている。そうしないと今までと同じような形でずっと推移してんではね、せっかくの施設がきちんと、業者の人とやはり業者の人へ全部おんぶに抱っこでは成功せんと思うという思いで言よるわけですよ。そこはきちんとして最初が大事なんで、前の議案のときにも言ったんですが、10 年というのは短いようで長いわけなんですよ。そこできちっと成果を出していくんだということでないとね、いけないんですよ。
○商工観光課長（前川弘樹）　議長。
○議長（米重典子）　商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹）　お答えします。この施設について指定管理者のお力をお借りすることはまちがいございませんが、設置をしておる行政、私どもはしっかり指定管理者と連携を取りつつ、施設の魅力の向上には努めていくようなところでございます。あくまで管理者に言葉はうまく見つかりませんが、丸投げのようなことにならないように意思疎通はしっかりしていきたいというように考えているところでございます。地方自治法の第 222 条の２に公の施設について書かれておりますけれども、要は施設は設置者である地方公共団体がしっかり管理をしていかなくてはいけないというところでございます。公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があるときには指定管理者を選ぶことができるとなっておりますので、私どもは指定管理者の画期的な計画を受け止めつつ、私どもとして役割はしっかり持って取組みを進めてまいります。

○議長（米重典子）　ほかに質疑はありませんか。

○７番（藤井照憲）　（挙手）

○議長（米重典子）　７番　藤井照憲議員。

○７番（藤井照憲）　質問する前にですね、現指定管理者の人員配置はどのようになっているかお伺いします。

○商工観光課長（前川弘樹）　議長。

○議長（米重典子）　商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹）　現指定管理者におかれましては、メインのスタッフが１名、サブで１名、繁忙期に３名の５名で回していただいております。

○７番（藤井照憲）　はい。

○議長（米重典子）　７番　藤井照憲議員。

○７番（藤井照憲）　このせらにし青少年旅行村は非常に広い範囲を管理しなきゃいけない。繁忙期を入れて５名ということなんですけど、今ご提案の人員は３名、最低１名が常駐という、非常に広範囲な施設を管理するには少なすぎるのではないかと。ちょっとお伺いしますけども、たとえばマウンテンバイクコース、ここを舗装したのではマウンテンバイクのコースにはなりません。次にバギーコース、ここも舗装したんじゃ意味がない。やっぱり悪路を走るのがバギーコースだと思います。アスレチック広場、スライダー広場、要はどうし

ても草刈りをしなきゃ対応できない施設ばかりなんです。その施設を３人しかいない。これで適正な管理ができて集客が増えると。そういったものをどこから読み取ればいいんでしょうか。見ただけでこれは草が生えて管理できなくなって、常駐者が１人ですから、マウンテンバイクに乗ってころげて怪我をしたといって事務所に来たら、ほかの施設が何が起こっても対応しきれなくなってしまう。こういうことではちょっといかがなものかなという危惧をしております。その辺りで何か、プレゼンのときにこういうやり方でクリアしますというような説明がございましたでしょうか。お伺いします。

○商工観光課長（前川弘樹）　議長。

○議長（米重典子）　商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹）　お答えします。この者におかれましてはさまざまな指定管理者を施設に取り込んでいただいているところがございまして、総勢 170 名、180 名くらいのスタッフを抱えていらっしゃいます。旅行村につきましては、繁忙期であったら、ゴールデンウィークであったり、夏休み、大変な賑わいがありますので、そういった意味では自社の抱えていらっしゃるさまざまな資格をお持ちのスタッフを随時投入していくというところでございます。実際、八田原においても当初の見込みからすると、だんだんと人が増えていったので、状況に合わせて体制を強化されていかれました。そういった意味で旅行村につきましても状況を見つつ、取組みは深まるというふうに理解をしております。

　それと今回上がっている計画につきましては、あくまでもお認めいただいて、指定管理者として決まりまして、その後、包括協定、10 年間の。あるいは単年度の年度別協定で細かく決めていくことになろうかと思います。この計画の具体化につきましては設置者である町と協議を深めて取組みが進んでいくものというふうに理解をしております。

○１番（髙橋公時）　議長。

○議長（米重典子）　１番　髙橋公時議員。

○１番（髙橋公時）　今、初めて聞くような発言のことが多いんですけれども、これは前もって課長、議会へ説明すべきことですよ。いつも課長は説明が全く足りない。

今回ちょっと聞きますよ。今回も同じよう指定管理料、これまで出されていた分でいったら１年間いくらで、10年間どのくらいみているのかお尋ねします。私も産業建設常任委員会、以前入らせていただいていたときには売上げが厳しいと、コロナ禍で。もともと900万、1000万売上げがあることに対して、現在は５、600万位に売上げが落ちていたんじゃないかと思いますよ。指定管理料がたぶん、合ってるか、また後で課長のほうから答弁いただきたいんで、1400万ですよ。ですから売上げが900万、指定管理料が1400万、2300万ある。経費が１年間、2200万、2300万かかっているんですよ。それでペイなんですよ。これを10年やるということはずっと1400万、10年間吐き出していくんですよ。何も見えないじゃないですか。どのような事業計画が出ているのか、議会に対しても示していただかないと、今のこのままでは何の計画性も見えないと思うんですが、今の指定管理料について、また売上げ等についての向こうからの提示というものがあったと思いますので、どこを紐解いて10年よし、行こうということで提案をされたのか、その点についてお尋ねいたします。

○商工観光課長（前川弘樹）　議長。

○議長（米重典子）　商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹）　まずせらにし青少年旅行村の指定管理料の算定でございますけれども、単年度でいきますと、1432万5000円でございます。それの10年間を債務負担をさせていただいております。令和２年、３年、４年につきましては、その当時から比べますと若干額は下がっているところでございます。計画につきまして今の指定管理者の２月の報告をいただいたところでございますけれども、やはり売上げが戻ってきております。ですから今年度につきましては２月の段階で900を超えるくらいのところまできております。ですからコロナ禍から明るい兆しが見えてきたのではないかというふうに考えているところでございます。ジャパンクリーンサービス様におかれましてはさまざまな計画を提案されるなかで、要はその他の収入が、たとえば３年目から増加していきます。増加していきますけれども、５年目、６年目からちょっと下がります。それは取組みをしたものが陳腐化していきますので、下がっていきます。ですからまた取組みを進めていくということで、10年間については非

常にご努力いただいている数字になっているところでございます。要はこの施設の魅力をいかに高めるというところもございますし、世羅町ではなかなか取組みがむずかしい、アメニティだったり、アトラクション、アクティビティ、こういったものがなかなか設置者ではできにくいですけれども、これは指定管理者の方が提案をしていかれますので、この費用は私どももかかりませんし、この民間の取組みによって収益が増加していくというところになっております。

○議長（米重典子）　ほかに質疑はありませんか。

○３番（上本　剛）　議長。

○議長（米重典子）　３番　上本　剛議員。

○３番（上本　剛）　ちょっとお聞きしたいんですが、先ほどの答弁の中で指定管理料が若干下がったと、若干下がったと言われました。そこで全員協議会で説明を受けたときには、確かテニスコートは指定管理に入ってないというふうな話しを僕が聞いたんですが、その部分を引いた額だけ下がったんでしょうか。

○商工観光課長（前川弘樹）　議長。

○議長（米重典子）　商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹）　お答えします。まず今回のエリアにつきましては、県道の世羅甲田線からママショップ奥川商店様から町道の大池線という町道が走っております。それを上がりまして右側のテニスコート、グラウンドがあるほうはそのままでございます。左側の高台にございますテニスコートははずしております。そのはずしておるところは、はずしておるところとして計算するんですけれども、今のこれまでの３年間であったり、過去の入込の状況とか、そういうのを鑑みまして、数字をたたき出したというところでございます。

▼【髙橋議員：「答えになってないでしょ、議長。上本議員が言った答えを言ってくださいよ。はずした金額で算定されたのかと聞いているのに、全然説明になってないよ、議長。」】

○議長（米重典子）　テニスコート部分だけの減額なのか、それ以上に減っているのかということでいいんですかね。

▼【髙橋議員：「はい、そうです。」】
○商工観光課長（前川弘樹）　議長。
○議長（米重典子）　商工観光課長。
○商工観光課長（前川弘樹）　お答えします。はずしたテニスコートを込みで額を減らしております。
　はずすテニスコート部分以上に下がっております。
○２番（上羽場幸男）　議長。
○議長（米重典子）　２番　上羽場幸男議員。
○２番（上羽場幸男）　私はですね、先ほどの八田原グリーンパーク、今回のせらにし青少年旅行村、現在指定管理を受けていただいております香遊ランドですね、これ3か所が同じジャパンクリーンサービスさんということですが、いずれもですね、中身は場所は違うんですけれども、キャンプだったり、自然の楽しみ方を進めていこうというお考えでございます。それがですね、いずれも香遊ランドに関してはまだ年数がしっかり決まっておりませんけれども、八田原グリーンパークとせらにし青少年旅行村に関しては10年ということ。これは同じ業者さんであったときに、今のようなキャンプブームがいつまでも続くとは限りませんので、それが続けば一番いいんですけど、そうなったときに、経営もしくはうまくいかないから手を引きたいというようなことがあったときに、同じ業者さんでありますので、そこをどうやっていけるのかなと。ひとつは続けていただいて、ひとつはやめるよとか、そういう話も出てくるやもしれませんけども、その辺についてはいかがお考えでしょうか。
○商工観光課長（前川弘樹）　議長。
○議長（米重典子）　商工観光課長。
○商工観光課長（前川弘樹）　お答えします。それぞれの施設のロケーションというのは違いますので、ダム湖と目指して来られるお客様、それから香遊ランドのロケーションを楽しまれるお客様、それと世羅西と。さまざまな状況がございますのでそういう施設ごとですね、魅力がそれぞれ違いますので、つなげていくことを考えていらっしゃるところでございます。ですから今でいきますと、八田原グリーンパークでいきますと、温泉がないので、たとえば香遊ランドの温泉を紹介したりとかいうような取組みをされておりますので、今後は

更にお客様ごとの提案とかいうようなことができてまいろうかと思います。それと経営についてでございますが、指定管理者からのご報告は毎月１回ございますし、年１回の、年度には報告がございます。それ以外にも担当含め私どもまいりますので、いろいろキャッチボールをしながら、そのときどきの状況を見る中で状況が変化したら、役割分担の中で必要なものは町として講じていくというようなことになろうかと思います。

○１番（髙橋公時）　はい。

○議長（米重典子）　１番　髙橋公時議員。

○１番（髙橋公時）　お伺いします。先ほど言われました1432万円の財源でございます。これは純然たる一般財源でしょうか。何か、どこからかお金が出るんですか。皆さんの税金である一般財源を１億4000万、これから10年間旅行村に充てるという認識でいいのか。その点についてお尋ねしたいのと、

先ほど課長のほうから明確な答えが返ってきておりませんけれども、事業計画というのは出ておるという認識でいいんですか。先ほども言いましたように、売上げが900万上がっておる。それはいいと思いますよ。でも、先ほども言いましたように、1000いくらその経費がかかっておるからペイだというような、今、指定管理料で何とかクリアしておると。それは皆さんの税金です。10年間その税金がずっと流されていくわけです。利益が出ない施設をどう10年間ゴーサインを出すということですか。非常に大きな舵きりですよ。10年というのは。そりゃ、お金があれば何ぼでも続けてほしいですよ。この１億4000万がほかの事業に全く充てられなくなりますよ。福祉であったり、子育てであったり、そこらもしっかり考えて一般財源であればあるほど考えて提案されるべきだと思うので、その点、この財源についてお伺いいたします。

○商工観光課長（前川弘樹）　議長。

○議長（米重典子）　商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹）　お答えします。この財源につきましては一般財源でございます。この管理料の算定をするときの考え方でございますけれども、まず施設の利用料、入村料とか、そういう費用から必要となる経費を引いていきます。マイナスが出たものを指定管理料としてカウントしていきます。今、カウントしていっておりますのはあくまで上限でございますので、今後取

組みをするなかで、いろいろ変ってまいろうかと思います。そういった意味でその額はあくまで上限であるということだけお含みおきいただければと思います。
〇副町長（金廣隆徳）　議長。
〇議長（米重典子）　副町長。
〇副町長（金廣隆徳）　私から答弁を充足をさせていただきます。議員各位から質疑をいただいておるところでございます。まずこのたび10年間の指定管理制度を導入したなかで、この提案を差し上げてきましたのは、今までの３年、また５年という選択肢から10年の指定管理期間を定め、公募していくなかでよりすぐれた提案が導けないかというところで検討を行いその公募に至ったところでございます。ご示唆もいただいてきた経過もございますけれども、そのなかで町としてどのように考えるかという導きのなかでこの経過を導いてきております。10年間という長い中で設備投資と、また人材の育成等、大きな指定管理を受ける者からはその利点があるところでございます。候補者の選定にあたりましては、この10年間のこのたび提案をさせていただいております２施設につきまして、いずれも収益施設でありますので、その収益が得られたものを整備水準以上のものを自主で修繕をしていただいたり、機能の拡充をしていただくという提案をいただいております。
　ただいま提案を差し上げている施設で言いますと、ケビンの修繕も収益事業の中で得た収益を用いて修繕をするという提案をいただいてきておるところでございます。また、一方の指定管理費と対角となる収益の部分でありますけれども、現在までの実績を上回る概ね指定管理費と同額、あるいはそれ以上の収益を計画をなされ提案をいただいているところでございます。
ご指摘いただきました園内の維持管理につきましても、これが概数でありますけれども、約600万程度以上のですね、維持管理費、また清掃費を収支計画のなかでも提案をいただいているところでございます。公募いただきました各社のその内容を拝見をさせていただくなかで、この10年しっかりと務めていただけるという検証を行い、提案に至ったものでございます。また、この指定管理者制度につきましては収益事業、また自主事業を駆使していただくなかで、町の財源をしっかりと抑えていくというねらいもございます。ご指摘いただき

ますように一般財源での指定管理料となりますけども、直営にて町が管理をしていくとすれば、更に大きな財源も必要となってくるということから、この指定管理者制度の導入を行ってきているところでもございます。

債務負担というひとつの制度で、10年という期間を提案をさせていただくところでございますけれども、それに固執することなく、この制度は委託請負とも全く性質の違うものでございます。ご指摘いただきますように、指定管理者としっかりとした長期的な安定した運営を行うならば、その都度その都度、毎年毎年のしっかりとした点検を行いながら、それに指定管理をお願いをする町がしっかりと確認をする必要があると思っております。単なる請負に形骸化しないように、この10年という長期の期間をこの施設がしっかりと活用できるように新しい枠組みとしてスタートを切ってまいりたい。しっかりとこの施設を利活用してまいりたい。その定義を持ちまして提案をさせていただいているところでございます。

○議長（米重典子）　ほかに質疑はありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

▼【上羽場議員：「議長、動議を提出します。」】

○議長（米重典子）　上羽場議員、内容は何でしょうか。

○２番（上羽場幸男）　議長。

○議長（米重典子）　２番　上羽場幸男議員。

○２番（上羽場幸男）　このせらにし青少年旅行村の指定管理の件につきまして、本日追加資料をいただいて、提案説明もしっかりいただいたんですけれども、未だ不十分と考えます。よって議案第13号　せらにし青少年旅行村いこいの広場等の指定管理者の選定について、産業建設常任委員会に付託する動議を提出します。

○議長（米重典子）　ただいま、２番　上羽場幸男議員から、議案第13号　せらにし青少年旅行村いこいの広場等の指定管理者の選定について　を産業建設常任委員会へ付託する動議が提出されました。

(「賛成」の声あり)

本動議は、１人以上の賛成者がありますので、会議規則第16条の規定によ

り、成立いたしました。

議案第13号　せらにし青少年旅行村いこいの広場等の指定管理者の選定について　を産業建設常任委員会へ付託することを議題として、これより採決いたします。

議案第13号　せらにし青少年旅行村いこいの広場等の指定管理者の選定について　「産業建設常任委員会へ付託する」　ことに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数　　であります。

したがって、議案第13号　せらにし青少年旅行村いこいの広場等の指定管理者の選定について　は　「産業建設常任委員会へ付託」　することに
決定されました。

日程第18　議案第14号　世羅の宿ひがしの指定管理者の選定について　を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○商工観光課長（前川弘樹）　議長。

○議長（米重典子）　商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹）　議案集19ページをお開きください。

議案第14号

世羅の宿ひがしの指定管理者の選定について

世羅町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年世羅町条例第26号）第3条の規定により、世羅の宿ひがしの指定管理者の選定をすることについて、別紙のとおり提出する。

令和5年3月2日　提出

世羅町長　　奥　田　正　和

提案理由でございます。

世羅の宿ひがしの指定管理者に東自治会を選定したいので、世羅町公の施設

における指定管理者の指定手続等に関する条例第３条の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

次ページ、20 ページをお開きください。

１　指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地

世羅の宿ひがし

世羅町大字別迫 700 番地１

２　指定管理者となるべき団体の名称等

東自治会

会長　原田　睦治

３　指定管理者を指定して管理を行わせる期間

令和５年４月１日から令和８年３月 31 日まで

○議長（米重典子）　これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員　であります。

したがって、議案第 14 号　世羅の宿ひがしの指定管理者の選定については　原案のとおり可決されました。

日程第 19　議案第 15 号　世羅町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例　を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（広山幸治）　議長。

○議長（米重典子）　総務課長。

○総務課長（広山幸治）　議案 21 ページをお開きください。

議案第 15 号

世羅町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

世羅町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 16 年世羅町条例第 36 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和５年３月２日　提出

世羅町長　　奥　田　正　和

提案理由でございます。

学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の設置に伴い、世羅町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例を改正することについて、町議会の議決を求めるものでございます。

(詳細説明)

○議長（米重典子）　これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○４番（矢山　武）　（挙手）

○議長（米重典子）　４番　矢山　武議員。

○４番（矢山　武）　学校運営協議会委員ということで、6,000 円ということですが、責任と言いますか、委員としてどのようなことを行うのか。また年に１回だけという考え方なのか。年額 6,000 円ということは、1 年間で 6,000 円だと思うんですが、ここらの活動というんか、役割と必要な時間というか、責任等についてお尋ねします。

○学校教育課長（平尾浩一）　議長。

○議長（米重典子）　学校教育課長。

○学校教育課長（平尾浩一）　議員ご質問の学校運営協議会委員に関わりましての用務等についてご説明させていただきます。この学校運営協議会委員につ

きましては以前はご存じのように評議員のような形で、名称も変わったということになっています。名称が変わったのみならずですね、当然目的も変わってきています。年基本的には３回、学校運営協議会を開いて学校の運営に関わる規則であったり、子ども達の様子等を判断していただきながら、ご指摘、そして支援いただくような中身となっています。昨年度までの学校運営協議会委員とは違って、評議だけについてはですね、学校のほうからこういった取組みをしています。いかがでしょうかといった、あくまで評議の場が中心でございましたが、この協議会を実施することによりまして、相互の地域に出る、それから逆に地域に返していく。相互の活性化に向けてのコミュニティスクールでございます。こういった形で年額6,000円というふうにさせていただいておりますが、年間３回というところで、実質１回が２時間程度というような形になっております。

また近隣の他市町等を検討させていただきますと、全く同額ということになっております。お知りおきいただければと思います。

○議長（米重典子）　ほかに質疑ありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員　　であります。

したがって、議案第15号　世羅町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例　は　原案のとおり可決されました。

この際、日程第20　議案第16号　世羅町個人情報の保護に関する法律施行

条例の制定について　から　日程第22　議案第18号　世羅町情報公開条例の一部を改正する条例　の　「３件」　について関連がありますので、一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（広山幸治）　議長。

○議長（米重典子）　総務課長。

○総務課長（広山幸治）　議案23ページをお開きください。

議案第16号

世羅町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

世羅町個人情報の保護に関する法律施行条例を別紙のとおり提出する。

令和５年３月２日　提出

世羅町長　　奥　田　正　和

提案理由でございます。

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の一部改正に伴い、世羅町個人情報の保護に関する法律施行条例を制定することについて、町議会の議決を求めるものでございます。

(詳細説明)

続いて議案27ページをご覧ください。

議案第17号

世羅町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について

世羅町情報公開・個人情報保護審査会条例を別紙のとおり提出する。

令和５年３月２日　提出

世羅町長　　奥　田　正　和

提案理由でございます。

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の一部改正に伴い、世羅町情報公開・個人情報保護審査会条例を制定することについて、町議会の議決を求めるものでございます。

(詳細説明)

続きまして、議案34ページをお開きください。

議案第18号

世羅町情報公開条例の一部を改正する条例

世羅町情報公開条例（平成16年世羅町条例第9号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和5年3月2日　提出

世羅町長　　奥　田　正　和

提案理由でございます。

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の一部改正に伴い、世羅町情報公開条例を改正することについて、町議会の議決を求めるものでございます。

（詳細説明）

○議長（米重典子）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑は一括して行います。

質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第16号　世羅町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第16号　世羅町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員　であります。

したがって、議案第16号　世羅町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について　は、原案のとおり可決されました。

これより討論に入ります。

議案第17号　世羅町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第17号　世羅町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員　であります。

したがって、議案第17号　世羅町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について　は、原案のとおり可決されました。

これより討論に入ります。

議案第18号　世羅町情報公開条例の一部を改正する条例　について　討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第18号　世羅町情報公開条例の一部を改正する条例　について、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員　であります。

したがって、議案第18号　世羅町情報公開条例の一部を改正する条例

は、原案のとおり可決されました。

ここで時間延長しておきます。

時間延長　１６時４２分

ここで休憩といたします。再開は４時５５分といたします。

休　　憩　１６時４２分

再　　開　１６時５５分

○議長（米重典子）　休憩を閉じて会議を再開いたします。

この際、日程第23　議案第19号　世羅町職員の再任用に関する条例を廃止する条例　から　日程第26　議案第22号　世羅町職員の定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の制定について　の　「4件」　について関連がありますので、一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（広山幸治）　議長。

○議長（米重典子）　総務課長。

○総務課長（広山幸治）　議案39ページをお開きください。

議案第19号

世羅町職員の再任用に関する条例を廃止する条例

世羅町職員の再任用に関する条例（平成16年世羅町条例第26号）を廃止する条例を別紙のとおり提出する。

令和５年３月２日　提出

世羅町長　　奥　田　正　和

提案理由でございます。

地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第63号）の公布による職員の定年年齢の引上げに伴い、関係条例の規定を整備すること及び所要の規定の改正を行うため、世羅町職員の再任用に関する条例を廃止することについ

て、町議会の議決を求めるものでございます。
(詳細説明)
次きまして議案 41 ページをご覧ください。
議案第 20 号
世羅町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

世羅町職員の定年等に関する条例（平成 16 年世羅町条例第 25 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。
令和５年３月２日　提出
世羅町長　　奥　田　正　和
提案理由でございます。
地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第 63 号）の公布による職員の定年年齢の引上げに伴い、関係条例の規定を整備すること及び所要の規定の改正を行うため、世羅町職員の定年等に関する条例を改正することについて、町議会の議決を求めるものでございます。
(詳細説明)
続きまして議案 54 ページをご覧ください。
議案第 21 号
世羅町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

世羅町職員の給与に関する条例（平成 16 年世羅町条例第 42 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。
令和５年３月２日　提出
世羅町長　　奥　田　正　和
提案理由でございます。
地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第 63 号）の公布による職員の定年年齢の引上げに伴い、関係条例の規定を整備すること及び所要の規定の改正を行うため、世羅町職員の給与に関する条例を改正することについて、町議会の議決を求めるものでございます。
(詳細説明)

続きまして議案61ページをお願いいたします。

議案第22号

世羅町職員の定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の制定について

世羅町職員の定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例を別紙のとおり提出する。

令和５年３月２日　提出

世羅町長　　奥　田　正　和

提案理由でございます。

地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第63号）の公布による職員の定年年齢の引上げに伴い、関係条例の規定を整備すること及び所要の規定の改正を行うため、世羅町職員の定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例を制定することについて、町議会の議決を求める。

(詳細説明)

○議長（米重典子）これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑は一括して行います。

質疑はありませんか。

○４番（矢山　武）　（挙手）

○議長（米重典子）　４番　矢山　武議員。

○４番（矢山　武）　最後の定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例というなかでいろいろ説明をいただいたんですが、このことによって職員の意思の確認をするということかと思うんですが、それぞれ65歳、10年はかかるんですが、全員が65歳まで働くという状況になると、７割ですかね、今の給与減額になることに伴って大まかにでいいんですが、人件費等はどのように推移をしていくように、全体の意思がはっきりしないのに見込みというのもまたむずかしいんですが、基本的に65歳まで大部分の人がね、働くということになった場合にどのようになるのか。基本的にこれまで再任用等あまり人数が多くなかったんではないかと思うんですが、そういう方々に対してこ

れまでの状況と、この定年延長に伴ってどのように対応が変わってくるのか、これらについてお尋ねします。

○総務課長（広山幸治）　議長。

○議長（米重典子）　総務課長。

○総務課長（広山幸治）　お答えいたします。今回の制度改正に伴いまして、65歳までの定年引上げということで、この定年を迎えられるまでの間、働き続けていただくことを基本に考えていくこととなります。したがいまして、それぞれの職員が働き続ける期間がそれぞれが長くなってまいりますので、人件費の点につきましては上昇していく影響に働くということになってまいります。また７割支給というところで、60歳を境に給与面においては抑制をし、組織の若返りと言いますか、活性化を維持していくといった観点で一定程度の職員採用にも配慮していくということが制度的には図られているものと考えております。こうした状況を考えますと、費用的にはどうしても増えるという影響になってこようかと考えております。構成上も若手からベテランまで満遍なく構成されるのが一番望ましいわけで、そういった柔軟性のある職員の構造を目指してですね、長期的な視点で人員管理を行っていく必要があるというふうに考えているところでございます。いずれにいたしましてもこれから制度が10年間にわたって暫定的な形でございますけれども、変わってまいりますので、タイミングといたしましては次の第５次の定員適正化計画のときにですね、検討の中でしっかりとご指摘いただいたような人数であったり、費用であったり、また業務量であったりを検討してお示ししていく必要があるというふうに考えてございます。

○議長（米重典子）　ほかに質疑はありませんか。

○４番（矢山　武）　（挙手）

○議長（米重典子）　４番　矢山　武議員。

○４番（矢山　武）　こうした公務員の場合十分に理解してないんですが、年金支給開始がずっと後送りにされて、まだ今後どのようになるかわかりませんが、当面65歳を基本にしたような形になってくるんじゃないかと思うんです。そうしたら、年金が支給されるまで働きたいという人が多いんじゃないかというようには思うんですが、そういう点では先ほど課長、人件費が増えると

いう意味のこと言われたんですが、どういうんですかね、そういう当然管理職から一般職というか、そういうように変わってくることに伴ってですね、一定のこれまでの再任用制度ですかね、それとはちょっと変わってくるのではないんかと。そこら辺は新しい第５次計画のなかで具体化になるということで、すぐ直ちに今、60 歳の人が 65 歳まで働くということじゃないわけないんで、そこはわかるんですが、やはり徐々に

〇議長（米重典子）　矢山議員、条例制定に関することで質問の要旨を簡潔にお願いいたします。

〇４番（矢山　武）　徐々にやはりそういうことをきちっと定着をさせていくという必要があるということで、主にこの条例、先ほどお尋ねした意思を有する職員の募集に関する条令がですね、どのように機能するというように考えておられるんですか。

〇総務課長（広山幸治）　議長。

〇議長（米重典子）　総務課長。

〇総務課長（広山幸治）　お答えいたします。今回の法改正でございますけれども、60 歳の現在の定年が 10 年間で５歳の延長となるというところでございますけれども、今現在は 60 歳で定年を迎え 65 歳までの間は再任用といった制度がございます。これが段階的に定年が引き上がるということでですね、60 歳を超え引き上げ途中の定年の間につきましては、早期再任用、それから定年移行 65 歳までにつきましては、暫定の再任用といった制度に改まってまいります。この 60 歳から 65 歳を迎えられるまでの働き続けるといった条件は定年が引き上がることによってですね、働き続けやすくなるものというふうに考えてございます。またこの 60 歳を超えて早期に退職される方については短時間勤務という形態になってまいりますけれども、60 歳を超えて地域貢献ですとか、そういったことにも時間を割きたいといった多様な働き方のニーズに応えるために設けられた制度でございます。こうしたことからも働き続けやすい制度を目指して導入がされたものでございますので、職員への周知につきましても、60 歳を迎える前にこうした制度等丁寧に説明する必要がございますし、それが義務付けられてもございますので、こうしたところをしっかりとですね、導入にあたって行ってまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（米重典子）　ほかに質疑はありませんか。

○７番（藤井照憲）　議長。

○議長（米重典子）　７番　藤井照憲議員。

○７番（藤井照憲）　若干この制度をやったときにですね、定員管理計画は当然ながら膨れてくると。膨れてきたけれど、世羅町の自治体が抱えられる人件費、これはほぼ一定額になってしまう。そのときに歪みというものが出て来ると思うんです。新規採用者の抑制とかですね、会計年度任用職員の削減とか、こういったことが出ると思うんですけれど、定員管理計画上はどのような考えをお持ちでしょうか、お伺いします。

○総務課長（広山幸治）　議長。

○議長（米重典子）　総務課長。

○総務課長（広山幸治）　お答えいたします。定員管理計画における考え方でございますけれども、今回の定年延長によります制度変更につきましては行政で必要となるマンパワーと言いますか、業務量に見合う人員というところをベースに考えていく必要があると思います。そのなかで今、暫定的な制度ではございますけれども、この60歳を境にといった制度設計になっておりますので、基本のこの業務量に見合う人員というところは60歳までの職員についてを基本に考える必要があると思います。暫定期間中については、引き上がっていく定年に対して、60を超えて定年までの間の職員の人数につきましてはそれを補うプラスアルファのものとして捉えていく必要があるというふうに考えております。したがいまして、議員ご指摘いただきました人件費の費用面の点につきましてはどうしても上振れしていくと言いますか、上昇の影響があるものいうふうに捉えてございます。

○議長（米重典子）　ほかに質疑ありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第19号　世羅町職員の再任用に関する条例を廃止する条例　について

討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第19号　世羅町職員の再任用に関する条例を廃止する条例　について、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員　であります。

したがって、議案第19号　世羅町職員の再任用に関する条例を廃止する条例　は、原案のとおり可決されました。

これより討論に入ります。

議案第20号　世羅町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例　について　討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第20号　世羅町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例　について　、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員　であります。

したがって、議案第20号　世羅町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例　について　は、原案のとおり可決されました。

これより討論に入ります。

議案第21号　世羅町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例　について討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第21号　世羅町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例　について、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員　であります。

したがって、議案第21号　世羅町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例　は、原案のとおり可決されました。

これより討論に入ります。

議案第22号　世羅町職員の定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の制定について　討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第22号　世羅町職員の定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の制定について　、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員　であります。

したがって、世羅町職員の定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の制定について　は、原案のとおり可決されました。

この際、日程第27　議案第23号　世羅町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例　から　日程第28　議案第24号　世羅町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例　の「2件」について関連がありますので、一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（広山幸治）　議長。

○議長（米重典子）　総務課長。

○総務課長（広山幸治）　議案67ページをお開きください。

議案第23号

世羅町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例

世羅町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成16年世羅町条例第24号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和５年３月２日　提出

世羅町長　　奥　田　正　和

提案理由でございます。

地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第63号）の公布による職員の定年年齢の引上げに伴い、関係条例の規定を整備すること及び所要の規定の改正を行うため、世羅町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例を改正することについて、町議会の議決を求めるものでございます。

(詳細説明)

続きまして議案69ページをご覧ください。

議案第24号

世羅町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例

世羅町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（平成16年世羅町条例第27号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和５年３月２日　提出

世羅町長　　奥　田　正　和

提案理由でございます。

地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第63号）の公布による職員の定年年齢の引上げに伴い、関係条例の規定を整備すること及び所要の規定の改正を行うため、世羅町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例を改正することについて、町議会の議決を求めるものでございます。

(詳細説明)

○議長（米重典子）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑は一括して行います。

質疑ありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第 23 号　世羅町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例　について討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 23 号　世羅町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例　について、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員　であります。

したがって、議案第 23 号　世羅町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例　は、原案のとおり可決されました。

これより討論に入ります。

議案第 24 号　世羅町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例　について討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします

これより採決いたします。

議案第 24 号　世羅町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正

する条例　について、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員　であります。

したがって、議案第 24 号　世羅町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例　は、原案のとおり可決されました。

この際、日程第 29　議案第 25 号　世羅町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例　から　日程第 32　議案第 28 号　世羅町職員の公益法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例　の「4 件」について関連がありますので、一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

〇総務課長（広山幸治）　議長。

〇議長（米重典子）　総務課長。

〇総務課長（広山幸治）　議案 71 ページをお開きください。

議案第 25 号

世羅町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

世羅町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 16 年世羅町条例第 32 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和５年３月２日　提出

世羅町長　　奥　田　正　和

提案理由でございます。

地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第 63 号）の公布による職員の定年年齢の引上げに伴い、関係条例の規定を整備すること及び所要の規定の改正を行うため、世羅町職員の勤務時間、休暇等に関する条例を改正することについて、町議会の議決を求めるものでございます。

（詳細説明）

続きまして議案 73 ページをご覧ください。

議案第 26 号

世羅町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

世羅町職員の育児休業等に関する条例（平成 16 年世羅町条例第 33 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和５年３月２日　提出

世羅町長　　奥　田　正　和

提案理由でございます。

地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第 63 号）の公布による職員の定年年齢の引上げに伴い、関係条例の規定を整備すること及び所要の規定の改正を行うため、世羅町職員の育児休業等に関する条例を改正することについて、町議会の議決を求める。

（詳細説明）

続きまして議案 75 ページをご覧ください。

議案第 27 号

世羅町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

世羅町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年世羅町条例第３号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和５年３月２日　提出

世羅町長　　奥　田　正　和

提案理由でございます。

地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第 63 号）の公布による職員の定年年齢の引上げに伴い、関係条例の規定を整備すること及び所要の規定の改正を行うため、世羅町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例を改正することについて、町議会の議決を求めるものでございます。

（詳細説明）

続きまして議案 77 ページをご覧ください。

議案第 28 号

世羅町職員の公益法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例

世羅町職員の公益法人等への派遣等に関する条例（平成 16 年世羅町条例第

29 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和５年３月２日　提出

世羅町長　　奥　田　正　和

提案理由でございます。

地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第 63 号）の公布による職員の定年年齢の引上げに伴い、関係条例の規定を整備すること及び所要の規定の改正を行うため、世羅町職員の公益法人等への派遣等に関する条例を改正することについて、町議会の議決を求めるものでございます。

（詳細説明）

○議長（米重典子）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑は一括して行います。

質疑ありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第 25 号　世羅町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例　について討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 25 号　世羅町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例　について、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員　であります。

したがって、議案第 25 号　世羅町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例　は、原案のとおり可決されました。

これより討論に入ります。

議案第 26 号　世羅町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 26 号　世羅町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員　であります。

したがって、議案第 26 号　世羅町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例　は、原案のとおり可決されました。

これより討論に入ります。

議案第 27 号　世羅町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例　について討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 27 号　世羅町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例　については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員　であります。

したがって、議案第 27 号　世羅町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例　は、原案のとおり可決されました。

これより討論に入ります。

議案第28号　世羅町職員の公益法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例　について討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第28号　世羅町職員の公益法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例　については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員　であります。

したがって、議案第28号　世羅町職員の公益法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例　は、原案のとおり可決されました。

日程第33　議案第29号　世羅町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○健康保険課長（宮﨑満香）　議長。

○議長（米重典子）　健康保険課長。

○健康保険課長（宮﨑満香）　議案79ページをお開きください。

議案第29号

世羅町国民健康保険条例の一部を改正する条例

世羅町国民健康保険条例（平成16年世羅町条例第101号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和５年３月２日　提出

世羅町長　　奥　田　正　和

提案理由でございます。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和５年政令第23号）が令和５年２月１日に公布されたことに伴い、出産育児一時金の支給額を変更するた

め、世羅町国民健康保険条例を改正することについて、町議会の議決を求めるものでございます。

(詳細説明)

○議長（米重典子）　これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員　であります。

したがって、　議案第29号　世羅町国民健康保険条例の一部を改正する条例　は　原案のとおり可決されました。

日程第34　議案第30号　世羅町建設事業分担金の徴収について　を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○産業振興課長（山口　徹）　議長。

○議長（米重典子）　産業振興課長。

○産業振興課長（山口　徹）　議案81ページをお開きください。

議案第30号

世羅町建設事業分担金の徴収について

世羅町建設事業分担金徴収条例（平成16年世羅町条例第136号）第5条の規定に基づき、令和5年度における建設事業について、分担金を徴収する事業及び徴収する分担金の額を別表のとおり定める。

令和５年３月２日　提出

世羅町長　　奥　田　正　和

提案理由でございます。

令和５年度施行の建設事業について、世羅町建設事業分担金徴収条例の定めるところにより、分担金を徴収する事業及び徴収すべき分担金の額を定めたいため、町議会の議決を求めるものでございます。

（詳細説明）

〇議長（米重典子）　これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〇４番（矢山　武）　（挙手）

〇議長（米重典子）　４番　矢山　武議員。

〇４番（矢山　武）　それぞれ分担金の額を定めるということですが、特に分担割合の大きいものについて、お尋ねしたいのは国や県の補助がいくらで、農家と言いますか、それぞれの事業の受益者の負担金の率がどのようになっているのか。最初に言ったように、林道施設災害復旧事業、園芸作物条件整備事業と、土地改良施設維持管理適正化事業、これらについてどのようになっているのか。毎たんび予算のときには言っているわけですが、財源、負担を引き下げるということになると、工事費が大きい場合に、大きな一般財源が必要になるということがあるわけですが、非常に米作りを中心として農業が厳しい状況にあるわけで、災害等で先ほど最後課長が説明されたように、限度額を上回っていると、それを別途分担金にあてるということで、用水路等についても１戸あたり 100 万円を超える用水の負担があるというのをこれまでも何回か言ってきましたが、非常に一般財源が多くいるということはわかるわけですが、これらの補助率と、もし補助率に対して以外は分担金で徴収されておるんならそれでいいんですが、どの程度の町としての支援を考えているのか、これらについてお尋ねします。

〇産業振興課長（山口　徹）　議長。

〇議長（米重典子）　産業振興課長。

〇産業振興課長（山口　徹）　それでは矢山議員のご質問にお答えいたします。まずそれぞれのですね、補助率でございますが、まず林道施設災害復旧事

業につきましてはたいへん申し訳ございません。資料を持ち合わせおりません。この林道施設災害復旧事業につきましては失礼いたしました。資料を持ち合わせておりません。

その下の園芸作物条件整備事業でございますが、こちらはですね、県が50%、町が20%、残りを分担金というものでございます。

それから一番下の土地改良施設維持管理適正化事業でございますが、こちらは国が30%、県が30%、町が10%、残りが地元分担金というふうになっております。

またいわゆる分担金を住民の方からいただくわけでございますが、こちらについての町の考え方ということでございますが、この分担金につきましては、今までも同じように設定させていただいております。これは国費の場合は国費事業の分担金のあり方、県の事業でしたら、県の事業としての分担金のあり方というのが基準的にございます。そちらに基づきまして今までも設定させていただいているところでございます。

但し、よくご存じだと思いますが、農業用施設、または農地の災害、これが毎年起きるわけでございますが、こちらにつきましては、激甚の指定を受けますと増嵩申請というのを行うなかで、分担金の率は随分下がってくるものでございます。たとえば令和４年度で言いますと、農地災害がございましたが、こちらそれによりまして、1.8%まで下がっているというところでございます。令和３年度の災害で言いますと、農業用施設で言いますと0.3%ということで下がっておりますので、そういった出来る限りの制度は利用してですね、できるだけ負担のかからないようにしていくことが重要と考えております。

○議長（米重典子）　ほかに質疑はありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。
(起立多数)
起立多数　であります。
したがって、　議案第 30 号　世羅町建設事業分担金の徴収について　は原案のとおり可決されました。

この際、日程第 35　議案第 31 号　令和 5 年度　世羅町一般会計予算　　から日程第 41　議案第 37 号　令和 5 年度　世羅町公共下水道事業会計予算　までの 「7 件」 を一括議題といたします。
お諮りいたします。議案第 31 号　令和 5 年度　世羅町一般会計予算　　から議案第 37 号　令和 5 年度　世羅町公共下水道事業会計予算　までの 「7 件」については、委員会条例第 5 条の規定により「11 名の委員」で構成する「予算審査特別委員会」を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。
これに、ご異議ありませんか。
〔　「異議なし」の声　〕
ご異議なしと認めます。
よって、議案第 31 号　令和 5 年度　世羅町一般会計予算 から 議案第 37 号令和 5 年度　世羅町公共下水道事業会計予算　までの 「7 件」については、「11 名の委員」で構成する「予算審査特別委員会」を設置し、これに付託することに決定されました。
お諮りいたします。
ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第 7 条第 4 項の規定により、
1 番　髙橋公時議員　2 番　上羽場幸男議員　3 番 上本　剛議員
4 番　矢山　武議員　5 番　向谷伸二議員　6 番　田原賢司議員
7 番　藤井照憲議員　8 番　松尾陽子議員　9 番　徳光義昭議員
10 番 久保正道議員　11 番　山田睦浩議員
以上、「11 名」を指名したいと思います。
これに、ご異議ありませんか。

〔　「異議なし」の声　〕

ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました「11名の議員」を予算審査特別委員会の委員に選任することに決定しました。

なお、本日本会議終了後、この場所において、委員会条例第９条第１項の規定により、予算審査特別委員会を招集しますので、委員長、副委員長の選任をお願いします。

以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

本日は、これで「散会」いたします。

なお、次回の本会議は、３月６日　午前９時００分から、「開会」いたしますので、ご参集願います。

（起立・礼）

散　　会　　１８時１０分